

平成26年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成26年3月6日(木)

議事日程(第2号)

平成26年3月6日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

18番	後藤 守 議長	17番	川又 照雄 副議長
1番	井坂 孝行 議員	2番	藤田 謙二 議員
3番	赤堀 平二郎 議員	4番	木村 郁郎 議員
5番	深谷 涉 議員	6番	鈴木 二郎 議員
7番	平山 晶邦 議員	8番	益子 慎哉 議員
9番	菊池 伸也 議員	10番	深谷 秀峰 議員
12番	成井 小太郎 議員	13番	茅根 猛 議員
14番	片野 宗隆 議員	15番	福地 正文 議員
16番	山口 恒男 議員	20番	沢 畠 亮 議員
21番	高木 将 議員	22番	宇野 隆子 議員

欠席議員

11番	高星 勝幸 議員	19番	黒沢 義久 議員
-----	----------	-----	----------

説明のため出席した者

大久保 太一 市長	梅原 勤 副市長
中原 一博 教育長	佐藤 啓 総務部長兼政策企画部長
荻津 一成 市民生活部長	塙 信夫 保健福祉部長
檜村 浩治 産業部長	鈴木 典夫 建設部長
山崎 弘行 会計管理者	鈴木 則文 上下水道部長
福地 壽之 消防長	山崎 修一 教育次長
宇野 智明 秘書課長	植木 宏 総務課長
大和田 隆 監査委員	

事務局職員出席者

吉 成 賢 一 事 務 局 長 金 子 充 議 事 係 長
榊 一 行 総 務 係 長

午前10時開議

○後藤守議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は20名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。11番高星勝幸議員，19番黒沢義久議員，以上2名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○後藤守議長 諸般の報告を行います。

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告書が，平成26年3月4日付でお手元に配付してあります写しのとおり提出されておりますので，ご報告いたします。

以上で，諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は，お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 一般質問

○後藤守議長 日程第1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2番藤田謙二議員の発言を許します。

〔2番 藤田謙二議員 登壇〕

○2番（藤田謙二議員） おはようございます。2番藤田謙二でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので，通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

先月は，関東地方において記録的な大雪や台風並みの暴風雨などの影響により，本市においても停電や土砂崩れ等に見舞われるなどの被害が発生しました。これまでの想定を超えるような昨今の竜巻発生や集中豪雨，北海道，東北地方の豪雪など，異常気象とも言われる天候や天災に対応すべく，新たな防災対策も考えていかなければならない時代へと移り変わってきているように感じています。

一昨日の市長による平成26年度施政方針の中でも，新たに総務部に防災対策課を設置して，頻発する災害への対応や地域防災計画の見直し，自主防災組織の活性化などを推進していくとの説明がありましたが，まさにこれからの時代，行政と地域が一体となって，さらなる防災対策の強化に努めていく必要があると実感しているところであります。

一方で、東京オリンピックの開催が決定してから最初となる冬季オリンピックがソチで開かれ、日本選手団もベテランに加えソチ世代とも言われる10代の若い選手がメダルを獲得するなど、次回オリンピックの日本選手のさらなる躍進へ期待のつながる明るい話題もありました。まさに若者ならではの勢いやパワーと、経験から成し得るベテランならではの技の光ったチーム日本の活躍、世代を超えた力の結集に感動を覚えたソチ大会でありました。ぜひ、地域においても子どもたちの夢、若い人たちの発想や行動力、中高年の方々の知恵や経験を相互に生かしたチーム常陸太田、ともに支え合う温かい常陸太田、そんな地域を築いていけたらと、オリンピックの日本チームの活躍を通じて改めて感じさせられた思いであります。

それでは質問に入ります。

1つ目は、人事管理についてでございます。

地方自治体を取り巻く行財政環境は、地方分権の進展、三位一体の改革など、さまざまな制度改革により大変厳しい状況へと変化してきています。そのような中、地方自治体には地域の意思と責任に基づく自主・自立のまちづくりが求められています。また、行政に対する市民要望は高度化、多様化しており、市民ニーズを的確に捉え適切に対応すべく、地方自治体の役割はますます増大しています。さらに総合計画に掲げるまちの将来像「快適空間～自然・歴史を活かし、人・地域がかがやく協働のまち～」の実現を図っていくためには、行政と市民が共通認識のもと、市民の参画と協働を進め、対等なパートナーシップとして互いの能力や知恵を生かしながら、地域社会の充実に取り組んでいくことが重要になっています。

そして、効率的な行政運営が求められる中、定員適正化計画に基づく職員削減が進められるなど、常陸太田市の未来を担う職員は少ない人員でこのような変革の時代に対応するとともに、これまで以上に行政をしっかりと運営する能力が必要になってきます。

そこで1点目として、人材育成についてお伺いいたします。職員一人ひとりが仕事に対するレベルアップや知識、能力の向上などを図るべく人材育成が重要になってきますが、①として、職員の研修について計画的に実施されているのかお伺いいたします。また、②として、平成21年度から職員の自発的に行う研究活動を支援する「職員まちづくり自主活動支援事業」に取り組まれています。これまでの実績と成果についてお伺いいたします。

次に、市民参画と協働によるまちづくりをより推進していくためには、市民の市政への参画を促進していくことと同様に、職員も地域活動に積極的に参加をしていくことが大切です。職員も市民の一員という意識で市民目線に立って行動することにより、職場では学ぶことのできない新たな気づきや現場の空気を知り、ともに汗を流すことで職場以外でのネットワークの構築が図れるなど、自分自身のスキルアップにもつながるものと感じています。そこで③として、職員の地域活動への参加、推進についての考えをお伺いいたします。

また④として、地域と行政のパイプ役として、情報提供、情報交換やアドバイス、地域活動のサポートを行うことにより、地域づくりを支援し地域と行政の信頼関係の構築を図るため、地域ごとに職員を配置している「地域担当職員制度」であります。これまでも地域によるかわり方や活動内容等の格差が指摘されてきていますが、その解消に向けた取り組みも含めた地域職員

制度の現況についてお伺いいたします。

2点目として、人事評価制度についてであります。

この制度については、これまでも議会の中で取り上げられてきておりますが、人事異動や昇任などを含めた総合的な人事システムの確立のためにもとても重要であると感じておりますので、改めて取り上げさせていただきます。

それぞれの能力や実績等を的確かつ公平に評価、把握した上で、一層の適材適所への人事配置や給与の面での処遇の改善を図ることにより、職員のやる気、チャレンジ精神を導き出すことはもちろん、評価を通して自己の強み、または弱みを的確に把握することにより、自発的な能力開発、自己開発を促すことにつなげることを目的にこれまで試行されてきたと認識しております。

また、以前の議会答弁では、業績評価における個人目標については、能力に応じて3段階に設定し、難易度については評価者と職員が面談の上設定する仕組みとなっていて、試行期間における上司と部下の年3回の面談の実施による業務の進捗状況の把握、より細かな助言や指導、対話による相互理解などの成果があったとの検証結果の一方で、職員本人が行う自己評価と評価者が行う最終評価に差異が見られるなど、制度に対する習熟度を向上させる必要があり、全管理職員を対象に評価者の研修訓練を行うなど、評価者レベルの向上を図り、日常労務の中で所属職員の職務遂行に的確な助言、指導できるような体制づくりに努め、職員も再度研修を行い、職員一人ひとりの資質及び職務能力の向上が目的であることを再認識した上で職務に精励できるような制度にしていきたいとの答弁でございました。

試行期間延長から大分歳月がたっていますが、①として、改めて試験的導入の現状についてお伺いいたします。そしてこれまでのさまざまな検証結果を踏まえ、②として、今後の本格的導入に向けた考えをお伺いいたします。

3点目として、人事異動についてお伺いいたします。

本市の財産とも言える職員、役所というのは人材の宝庫であると感じています。そのような人材の活用については、職場活動、職員研修、人材評価のサイクルをもとに、その成果を次なるステップに結び付けるもので、市民サービスの向上という行政本来の目的に直結するとともに、時代の変化に即応する能力向上への実践研修の場につなげる重要なステージであり、人材評価に基づき年齢にとらわれない昇任や適材適所の配置などによる、現在いる人材を最大限に活用して行政運営を図っていくことが重要であります。

また高度化、複雑化する行政の各領域においては専門知識を必要とする場合も多く、職員の能力や適性を生かした人事配置等の人材活用も大切となり、職員の知識、能力、経験を最大限に生かし、プロフェッショナルな職員の育成に向けた人材開発との連携を強化していくことも求められています。

そこで、今年度もまもなく人事異動の時期を迎えるわけですが、①として、職員の希望に配慮した異動となっているのかお伺いいたします。②として、前述の人事評価にも関連するものであります。職員の適正把握についてはどのように行われているのかお伺いいたします。③として、適性に合った配置やプロフェッショナルな職員育成についてのお考えをお伺いいたします。

2つ目は、歴史を生かしたまちづくりについてでございます。

歴史を生かすという切り口は、まちの将来像として掲げるビジョンに向かうための1つのツール、手段であり、目指すべき町の姿そのものではありませんが、向かうべき明確な方向性が曖昧となっている状況下、ビジョン策定の足がかりとなってほしいとの願いのもと、歴史を生かした町という観点に的を絞って質問をさせていただきます。

市のホームページ上でも、「本市は多くの遺跡や古墳群に見られるように、縄文・弥生の時代からこの地域の中心地として栄え、平安時代の末よりは、県北地方一帯を支配した常陸の豪族、佐竹氏の本拠地として約470年繁栄しました。江戸時代に入ると、徳川光圀公が晩年を過ごした西山荘や水戸徳川家歴代藩主の墓所である瑞龍山、11代藩主昭武公の山荘天竜院などに代表されるように水戸藩領地として発展し、明治時代には郡役所の設置や棚倉街道の商業中心都市として繁栄をしてきました。また、平安時代より72年ごとに行われ、平成15年には第17回目が行われた西金砂神社と東金砂神社の磯出大祭礼など、歴史と文化あふれるまちです」とのプロフィールが紹介されています。

そんな歴史を誇る町として、1点目として、歴史を生かした取り組みについて、これまでの具体的な取り組みと成果についてお伺いいたします。

次に、歴史資源の保護、活用については、佐竹氏や水戸徳川家関連の史跡、県内2位の規模の梵天山古墳、東西金砂神社の祭礼、巨樹・巨木の天然記念物など、国指定4件、県指定43件、市指定94件、国選択1件、国登録14件に上り、郷土の歴史や文化を知る上で欠くことのできない資料であり、長い歴史の中で育まれ、守り伝えられてきた貴重な市民の財産であります。郷土を理解し、将来を展望する上でもかけがえのない遺産であり、次の世代へと確実に伝えていくことが今を生きる私たちの責務でもあります。

一方、経済状況の変化や少子・高齢化、東日本大震災の影響などにより、文化財の指定はされていないものの地域の歴史と文化を知るために重要な建造物や歴史資料など、将来への存続が危ぶまれているのも事実であります。そのような中2点目として、歴史的建造物の保全についてお伺いいたします。

歴史的な建物や街並みは、地域の歴史と暮らしを今に伝え、個性あるまちづくりや景観づくりにつなげることができるその町固有の大切な資産と言えます。その価値を見出し、保全、活用を行いながら地域の活性化を目指していくためには、町を文化資産として捉えるなど、これまでとは異なる切り口で地域の将来像を考えていくことも重要になってきます。

そこで平成19年から、筑波大学の藤川教授などに依頼して歴史的建造物の調査が行われてきたと認識していますが、①として、歴史的建造物の調査後の状況についてお伺いいたします。②として、震災以降大きなダメージを受け、現在も修復が進んでいない郷土資料館分館の現況についてお伺いいたします。③として、現在修復工事が進められている郷土資料館、梅津会館修繕後の活用策について考えをお伺いいたします。

3点目は、諸制度の活用についてであります。

歴史的建造物や街並みの残っている県内のそれぞれの地域においては、行政と市民がともにま

ちづくりに取り組んできていますが、震災においては大きな打撃を受け、悔しい思いと無念の気持ちでいっぱいだったと推察するところです。

そのような中、桜川市真壁地区は、震災9カ月前に重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことにより、災害復旧の90%の補助が約束されました。また茨城県では、登録文化財の災害復旧工事費75%の補助を決定するなど、災害時における歴史的建造物の保存には、文化財としての法整備が重要であることが明確になりました。真壁地区も最初は「登録文化財制度」を利用して登録文化財を出す、増やすということから始まり、今ではその数104棟に至っています。

この「登録文化財制度」は、阪神淡路大震災を機に平成8年に新設された制度で、原則として建設後50年を経過した建物が対象であり、財政面の補助はないものの、所有者の意思による登録なので、場合によっては壊すことも認められている文化財として、年間に500件程度が認定されているものです。

そこで、本市においても築50年を超える建物が多く存在する中、登録文化財を増やすことを推進すべきと思いますが、①として、登録文化財制度の活用についての考えをお伺いいたします。

次に、平成20年に制定された「歴史まちづくり法」及び昭和50年に制定された「重要伝統的建造物群保存地区制度」についてであります。「歴史まちづくり法」とは、国が指定した重要文化財の現存する周辺地域における歴史的風致維持向上に関するためのもので、現在44市町が制定されています。本市においては、太田一高の講堂や水戸徳川家瑞龍山墓所が国指定の重要文化財としてその対象となり得るため、この「歴まち法」の活用も可能になるわけです。真壁地区は、この「歴まち法」についても、平成21年に歴史的風致維持向上計画の認定を受けています。

また、「重要伝統的建造物群保存地区制度」は、自治体が保存地区条例を制定し、国へ申請後、国が選定するもので、建造物の管理、修理、修景、復旧、買い上げについて国が補助するものがあります。これまでに全国で106の地区が選定されており、県内では真壁地区が平成22年度に選定されています。

前述したように、真壁地区ではこの重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことで、震災後の手厚い修理補助、国と市が90%、さらに県が個人負担の4分の3に当たる7.5%、自己負担はわずか2.5%でありました。また、地区外の登録文化財にも国と市が200万円の補助金交付、さらには個人負担分の4分の3を県が補助するなど、歴史的な建造物を守ろうといった力強い動きにより、現在修復工事が順調に進んでいるわけであります。「転ばぬ先のつえ」ということわざがありますが、まさに先にアクションを起こしておけば、いざというときに何らかの手助けが得られるという典型的な事例であり、何の策も講じずに受け身の体制でいたのでは、何も変わらないどころか現状よりも悪い状況に衰退してしまうと危機感を抱かずにいられません。

最近では、市民サイドでも市内の建築士会関係者やNPO団体を中心となり、歴史的建造物保全から地域の活性化を考えようといった動きも見られるようになってきています。そこで②として、本市における「歴史まちづくり法」及び「重要伝統的建造物群保存地区制度」の活用についての考えをお伺いいたします。

以上、15件についてお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。答弁のほどよろ

しくお願いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

〔佐藤啓総務部長兼政策企画部長 登壇〕

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 まず、人事管理についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、人材育成についてのご質問の中で、職員の研修について計画的に実施されているのかとのご質問がございましたけれども、毎年職員研修計画を策定しまして、これに基づき研修を実施しているところでございます。

研修計画におきましては、研修体系として大きく3つの研修種類を定めております。1つ目は、日常業務を離れて一定期間集中的に業務遂行に必要な知識や技術を習得することを目的とする職場外の研修、2つ目は、日常業務において上司や熟練者からの助言指導という形式で行われる職場研修、3つ目は、職員が自己の能力を開発するために主体的に取り組む自主研修でございます。

その中で、職場外研修の1つであり、各職務階層におきまして必要な知識の習得及び能力開発を目的とした基本的かつ必須の研修として位置づけております階層別研修についてご説明をいたします。

職員はその職務階層によりまして、必要とされる知識や能力が変わってまいります。例えば新規採用職員は、公務員倫理やビジネスマナーなど市職員として基本的な知識等が必要となります。管理職は、組織経営や労務管理などマネジメント能力が求められるところでございます。このため今年度から研修計画におきまして、それぞれの職務階層において受講すべき研修科目を明確にし、各職員が職員として採用されてから退職するまでの期間に、いつどこでどんな研修を受講するのかをイメージできるように研修プランを定めたところでございます。

また、その他の職場外の研修といたしまして、職員の能力と資質の向上を図るため、1年間の国（総務省）、それから県への派遣研修も行っているところでございます。

次に、「職員まちづくり自主活動支援事業」のこれまでの実績と成果についてのご質問にお答えいたします。

この制度は、まちづくりについて自主的に研究する職員グループの活動に対し、10万円を上限として支援することで、職員の自己啓発及び改革意欲の高揚を図るとともに、新たな政策提案を導き出し市政運営に反映させることを目的として、平成21年度に創設いたしましたものでございます。

これまでの実績でございますが、平成21年度は9グループ、22年度は4グループ、23年度は2グループ、24年度は1グループ、そして本年度は2グループが支援を受けているところでございます。本年度の活動の状況でございますが、市役所内外よりゲストを招きまして、それぞれの仕事の流儀について講話をお願いし、これにより職員のキャリアデザインを考える機会を提供する自主研修を開催しているグループが1つ。そして2つとしては、再生可能エネルギーの導入による地域の活性化を図る方策を研究するグループがでございます。

事業の目的の1つである新たな政策提案を導き出し市政運営に反映させるところまでは至っていないものの、もう一つの目的である職員の自己啓発及び改革意識の高揚を図ることにつきまし

ては一定の成果が出ているものと考えております。

なお、申請グループの数が年々減少していることから、支援対象経費の見直しや職員個人での申請も可能とするなど、申請者が利用しやすい制度となるよう改正を行ってきたところでございます。引き続き制度の目的を達成できるよう制度の見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、人事評価制度についてでございますけれども、議員ご発言のとおり、これまで試行してまいった中では、職員本人が業務目標を設定し、これにつきまして評価者が面談を行い、助言や指導を行ってまいりますが、設定された業務目標の難易度——高中低とありますけれども、この難易度の判定基準が抽象的であり、同様の業務目標につきまして職員によって異なる難易度の判定となる事例が多く見られております。業務目標の難易度判定は、その後の評価の基礎となるものであり、この設定において統一性を確保することが最も重要であると考えているところでございます。

現在、これらの状況を改善するために、既に導入している自治体の業務目標の難易度判定基準等の例を参考としながら制度を練り直しているところでございます。平成26年度には試行を再開し、早期に本格導入ができるよう努めてまいります。

最後に、人事異動についてでございますが、毎年12月に部長級を除く全職員を対象に、翌年度の人事異動希望調査を行っているところでございます。また、各部長などから翌年度の人事及び組織に関するヒアリングも行っているところでございます。

定期人事異動方針におきましては、職員の職務における自己評価及び希望や意欲を可能な限り尊重するものとしておりまして、異動希望職員のうち異動を行ったものの割合としては、平成24年度は51.2%、平成25年度は45.9%となっているところでございます。一方で、採用から10年間は希望にかかわらずおおむね3カ所の職務を経験できるよう異動させているところでございます。

次に、職員の適性把握と適性に合った配置についてでございますが、既に答弁いたしましたように、採用からおおむね10年間につきましては、さまざまな分野の業務経験を通して幅広い経験と知識を身に付ける時期と定めておりまして、この10年という期間中に3カ所以上経験するよう人事異動を行うものとしているところでございます。今後は、この期間においてそれぞれの職員が自分の適性を把握し、その後のキャリアデザインに生かすことができるよう職員研修ともあわせ運用してまいりたいと考えております。

○後藤守議長 市民生活部長。

〔荻津一成市民生活部長 登壇〕

○荻津一成市民生活部長 職員の地域活動への参加推進について、並びに地域担当職員制度の現況についてのご質問にお答えいたします。

初めに、職員の地域活動への参加推進についてお答えいたします。本市では現在、行政と市民、企業等がともに考え、ともに行動しつくっていく市民協働のまちづくりを進めているところでございます。そのような中、特に行政に携わる職員には、地域の一住民として地域の活性化や発展に貢献し、地域に信頼される人材であることが求められております。そのためには職員が一住民

として積極的に地域活動に参加し、ともに行動し、汗を流し、現場の空気を知ることが必要であり、そしてそこから出た課題を行政の課題として捉え、地域住民と連携しながらその課題解決に向けて取り組んでいくことが大事であります。そのことにより職員の資質向上につながると考えております。このような考えのもと、職員には地域活動への自発的かつ積極的な参加を日ごろより促しているところでございます。

本市の地域担当職員制は、ただいま申し上げたような考えを網羅した制度で、職員が地域住民の一人として地域活動に参加し、町会組織やその地域の活性化のために活動する方々と連携協力し、その地域活動をサポートすることを通して、地域との信頼関係の構築や職員の資質の向上を目的として実施しているところでございます。

次に、地域担当職員の現況についてでございますが、今年度初めには、各地区のリーダー、サブリーダーを対象とした会議を開催し、活動状況の情報交換、地域情報の共有化を図るとともに、本市が取り組む新規事業概要の研修を新たに行うなど、地域担当職員としての意識づけに努めております。そして、各地域担当職員は、それぞれの地域内活動等に参加し、地域との良好な関係を築きながら地域行事開催のサポートなどを実践しております。しかし活動状況に差が生じている地域があるのも実情でございます。

このようなことから、今後におきましては年間を通してリーダー、サブリーダー会議や地域担当職員の情報交換会などを定期的で開催し、詳細な活動状況の把握に努めるとともに、職員同士の情報、意見交換の機会を増やし、課題、問題点等の共有並びにその解決策を話し合える体制を整備し、問題の解消に向け努めてまいりたいと考えております。

○後藤守議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 ご質問の歴史を生かしたまちづくりについてお答えいたします。

まず、1点目の歴史を生かした取り組みのこれまでの具体的な取り組みと成果につきましては、平成19年度より10月の第3土曜日、日曜日の2日間において、各地域が主体となり普段公開されていない文化財を一斉に公開する指定文化財集中曝涼を実施し、毎年4,000人近い方々にご来場いただき好評を得ております。また、県指定の西山荘について国の指定に向け調査を進めるとともに、復旧中の国指定水戸徳川家墓所については、公益財団法人徳川ミュージアムが一般応募者に加え市内の中学生を招く春・秋の特別公開を実施しております。さらには、市民協働の提案型まちづくり事業において、水府地区の二孝女の検証や中染阿弥陀堂及び山入城の環境整備等が図られております。エコミュージアム活動におきましても、各地区にある歴史文化的資源を地域のお宝として掘り起こし、整備、活用することにより地域の元気づくりを推進し、お宝を活用とした「てくてくウォーク」として、市広報に特集を組み広く紹介をしております。

これらの各種事業の実施により、常陸太田市の歴史と文化を市内外の方々に広く知っていただくとともに、地域の宝として守り活用する機運が高まり、地域コミュニティの活性化と文化財保護意識の向上に大きく寄与しているものと考えております。

2点目の歴史建造物の保全における調査後の状況といたしましては、市内の地区50年以上を

経過した建造物について調査を実施したものであります。その内訳といたしましては、鯨ヶ丘地区673棟、町屋地区22棟、天下野地区24棟、小中・小妻地区27棟の計746棟を調査いたしました。そのうち特に価値のあるものと判断できた33棟と当該調査実施前に調査済みであった5件を合わせた38件については、詳細調査を実施いたしましたところでございます。

この建物のうち、鯨ヶ丘地区の3棟につきましては、現在国へ登録に向け申請を行っているところであり、今後につきましても登録に値するものにつきましては、順次申請手続を進めてまいりたいと考えております。

次に、郷土資料館分館の現況といたしましては、震災において被災し閉館している状況にあります。この分館は、個人からの借用物件であるとともに、修復につきましては多額の費用を要することから、よりよい方向性が見出せるよう相手方との協議を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、梅津会館修繕後の活用策についてでございますが、梅津会館は今回の改修により一部解体及び耐震改修工事を行うとともに、旧法務局につきましても資料の閲覧場所及び文化課の事務所として一体的な活用を図ってまいります。

梅津会館につきましては、西側部分に新たに展示室を整備し、展示内容の充実を図りながら、人々により多く訪れていただけるよう当市の文化財等を広く展示するなど、魅力ある資料館となるよう努めてまいります。また、多くの市民の方々が集い、憩える場所として1階に常設展示室とサロンを設け、2階を多目的スペースといたしました。より有効的な利用が図られるようNPOの活用や市民の方々からなる運営委員会を設置してまいります。

3点目の諸制度の活用の登録文化財制度の活用についてでございますが、「登録有形文化財制度」につきましては、所有者の同意と文化庁調査官の現地調査などが必要となります。従来の指定制度に比べ届け出制であり、活用や改築についても柔軟な仕組みの制度になっており、市内においては現在までに梅津会館、旧町屋発電所など14件の登録がなされております。さらには先に申し上げましたが、現在3件の登録の申請手続を行っており、今後につきましても登録有形文化財の登録を増やす方向で申請を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、「歴史まちづくり法」及び「重要伝統的建造物群保存地区制度」等の活用につきましては、これらの制度には国の特別な支援などがあり、歴史的風致の維持や建造物の保存活用には有効な手段であると理解をしております。

特に「歴史まちづくり法」については、当市は制度の対象市町村であり、その導入について内部での検討を進めてまいりましたが、課題等があり見送ってきた経緯もございます。しかしながら、当市の魅力あるまちづくりとPRを進めていく上で歴史は重要な要素であると考え、市内に数多くある歴史資源について保存活用計画を策定する必要があるものと考えております。

この計画の策定に当たっては、歴史資源がほとんど個人所有であることから、まず基本となることは、所有者に価値を伝え認識いただくとともに、その考えや意向等について捉え理解していただくことであると考えております。今後は所有者の意向等を把握した上で、個別に保存活用並びに市内をそれぞれの特徴によりエリア分けをした保存活用のあり方を考え、点と面による保存

活用計画を策定してまいりたいと考えております。さらには、この保存活用計画を組み入れるとともに、「歴史まちづくり法」などの各種国の支援制度の活用により、地域の意向に沿ったまちづくりの推進が図られるよう協議を進めてまいります。

今後とも歴史資源の保存を進め、その有効活用による当市の魅力づくりに努めてまいりたいと考えております。

○後藤守議長 藤田議員。

〔2番 藤田謙二議員 質問者席へ〕

○2番（藤田謙二議員） ただいまは、各項目ごとに答弁をいただきありがとうございます。それでは2回目の質問をさせていただきます。

大項目1の(1)①については、現況を理解いたしました。その中で再質問であります。研修体系としては職場外研修が主なものでありましたが、市長も施政方針の中で「OJTなど各種研修を行い、職員の資質及び能力の向上に努める」と述べられています。職場外研修については、職場における日常業務の疑問などを解決する最適の場であり、職員一人ひとりの特性に応じたきめ細かな指導も可能になるなど、能力の開発や向上に大きな期待ができるものと感じておりますが、日常業務において行われているOJT以外に、職場内研修等についてどのような形で行われているのかお伺いしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 お答えいたします。職場内の研修ですけれども、本年度の事例を申しますと、まず1つとして、新規採用職員の研修がございます。市長の講話ですとか、他の市の職員が講師となって行う接遇、文書事務、公務員制度や公務員倫理、また、政策形成基礎等の研修をしております。こちらは前・後期合わせて4日間実施しています。

また、メンタルヘルスの研修といたしましてセルフケア研修、こちらは外部のカウンセラーをお呼びして、全職員を対象に自律訓練法研修、要するにストレスを取り除くような心身の健康法を教えるというようなものを行っています。また、ラインケア研修ということで、こちらは保健所の所長さんに来ていただきまして、係長以上を対象に部下の変わった様子とか困っている様子がないのか把握するような技術を教える研修、また、ゲートキーパー研修ということで、市の保健師さんが全職員を対象に研修をしています。また、管理職員を対象にしまして、研修DVDなどを使ってパワーハラスメントですとか、セクシュアルハラスメントの研修なども行っているという状況です。

以上でございます。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番（藤田謙二議員） ありがとうございます。わかりました。

それでは次に移ります。②についてですけれども、申請数が年々減少しているという中で、経費の見直しや制度改正を行ってきているということですが、なかなか結果として増加に結びついていないということは、別のところに原因があることも考えられると思います。事業自体は自己啓発意欲や市政の参画意識を高め、組織の枠を超えた職員相互の協働体制の強化であったり、政

策提案の創出や職員資質の向上につながるものと感じていますので、検証を続けながら制度の中身を職員によく浸透させた上で、なお一層の活用推進に期待をしております。

③については、市民協働といった行政と市民の間でさらなるパートナーシップを構築していくための政策を進めているけれども、重要であるということはいふまでもありません。職員が地域住民として職場や家庭における役割に加え、プラスワンとして社会貢献活動や地域づくり活動、町会であったりPTA、消防団、NPO法人などの活動に参画することは、地域住民と思いを共有して、ひいては現場の市民目線で行政を推進することにもつながるものと感じています。

そのような中で積極的な参加を促すためには、組織全体で支援できる方策も講じていく必要があると思います。例えば自己申告制度などによる活動評価であったり、顕著な活動の表彰制度などによる検証であったり、有給休暇の取得促進なども方法の1つであると思いますので、ぜひ参加しやすい環境整備に努めていただきたいと要望いたします。

④についても今の件と同様ですけれども、組織全体で機運を高めるような職場環境整備の体制づくりが大切であると思います。ぜひ年々活動状況が進展していくような継続的な働きかけをお願いしたいと思います。

そして職場内の環境整備については、組織や職場における方針や目標を明示し、職場全体で達成に向けて取り組んでいくなど、具体的な目標について議論やミーティングを重ねながら、より積極的に仕事を進めていけるような仕組みづくりであったり、職場で設定した目標を達成するための情報の共有化、職場相互の連携、いわゆる部署を越えた横の連携、さらには職場内での業務改善などに関する意見交換や提案など、仕事に対する前向きな姿勢、行動が職場の活性化につながるものと思います。

職員同士の勉強会や情報交換の場、また、オフサイトミーティングなどの実施も職員の自主性を引き出すとともに、問題意識や学習意欲を向上させるといったメリットにつながるものと思います。ぜひ活気のある職場、やる気の出る職場の形成に向け、職員意識が高揚するような環境づくりに期待をします。

(2) につきましては、現況を理解いたしました。人事評価制度は設定した目標が抽象的であったり焦点がぼやけたターゲットだったりすると、目標そのものに対する努力ではなく、活動すること自体で評価を得ようとするマインドが生まれやすくなってしまったり、評価する人の評価能力に差があったり、評価の仕方が曖昧な状態で導入してしまうと個人の不公平感から上司や職場への不信感であったり不満を逆に募らせてしまうということにもつながりかねませんので、しっかりと制度を練り直して、導入するというよりは機能させることをぜひ重視して取り組んでいただきたいと思います。

パソコンの世界に例えてみますと、パソコンを購入してワードやエクセルのアプリケーションプログラムをインストールしても、OSであるウィンドウズをインストールしていなかったり、パソコンの操作訓練を行っていなければ十分に機能できないことと同様で、ぜひ「導入する」から「機能させる」といった認識で進めていただきたいと要望いたします。

(3) の人事異動についても現況を理解いたしました。役所の職員の異動というのは、場合に

よっては転職に近い状況もあると思います。そういった中で、職員の能力や適性を生かした適材適所の配置及び専門的な領域においては10年先、20年先を見据えて専門職員の育成を強く望みたいと思います。

そして人事管理全般についてわかりやすく、職員を本市の特産品であるブドウに例えてみると、職場の環境はブドウが育つ畑と同じで、よい畑にはよい作物が育ちます。種をまくのは採用、人材確保であります。作況調査は評価、食べごろになって選別し適する商品への加工は、昇任や異動という人材活用になり、研修は種から大きくておいしいブドウになるための肥料や水と言えます。このように職員研修、職場環境整備、人事管理が互いに連携し、相乗効果を発揮できるような体制づくりが人材育成にも必要不可欠であり、そのような総合的な人事システムの確立をぜひ構築していただきたいと要望いたします。

大項目2の(1)①については理解をいたしました。引き続き、現在取り組まれている指定文化財の集中曝涼やエコミュージアム活動等の促進を図って、本市の歴史と文化を市内外に周知し、地域の宝として守り活用する機運を高め、地域コミュニティの活性化と文化財保護意識の向上に努めていただきますよう要望いたします。

そして(2)の①については、築50年以上の建物746棟を調査し、特に価値のあるものと判断できたものが38棟あり詳細な調査を実施したということですが、その地域の内訳についてお伺いをいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 38棟の内訳についてでございますが、当該調査分といたしまして、鯨ヶ丘地区28棟、町屋地区1棟、小中・小妻地区4棟を合わせた33棟と、別に調査をした分といたしまして大里地区の5棟となっております。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番(藤田謙二議員) ありがとうございます。先ほどの答弁でも、鯨ヶ丘地区3棟については国登録に向け申請中で、今後も登録に値するものは順次申請手続を進めていくということでありましたけれども、現時点で登録に値するものは何棟程度あるのかお伺いをいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 登録に値する現時点での棟数でございますが、現時点で鯨ヶ丘地区が18棟、小中・小妻地区4棟、大里地区3棟の合わせて25棟程度と考えられます。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番(藤田謙二議員) はい、ありがとうございます。県内の歴史的建造物の分布に目を向けてみますと、比較的広いエリアに点在しているところが多い中、常陸太田の場合、特に鯨ヶ丘地区については一定の狭いエリアに密集しているというのが他の地域と違った特徴であるとの評価も伺っていますので、ぜひ重点エリアとしての推進にも期待をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(2)②については、震災において被災し、閉館しているということではありますが、被災状況について詳しく現況をお伺いしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 郷土資料館別館の被災状況でございますが、震災により建物外部では屋根瓦の崩落と壁の一部に亀裂が入り、内部では1階にあった鉄製の金庫が倒れ、これにより展示ケースの一部を破損しております。また、屋根瓦の破損による措置としまして、2階部分の瓦を全部外し、ブルーシートと崩落防止ネットをかけておりますが、2階内部に雨漏りが見られる状況となっております。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番（藤田謙二議員） はい、ありがとうございます。茨城県建築士会のヘリテージマネジャーのグループも保全に向けて高い関心を示していただいております。支援策等も考えていただいているようでありますので、今のままの放置状態が長引けば長引くほど、坂を上り下りする高校生など歩行者や車両等の安全性の確保といった点からも、さらには建物そのものの傷みも増大してしまうのではと危惧されますので迅速な対応を要望いたします。

そしてこの建物の存在価値という点も十分に考慮していただきたいと感じています。明治36年から今日まで十王坂の一角に立地し、常陸太田の繁栄とともに歩んできたまさに歴史的建物でありまして、近年では梅津会館同様、歴史ある町のシンボルの1つとして、また坂の町を象徴する景観の1つとして、さらには多くの人々の記憶のよりどころとしても大切な役割を担ってきた建物であります。所有者の意向はもちろんです。地域の方々の意見も伺っていきながら、よい方向性を見出していきたいと重ねて要望いたします。

(2) ③については、より有効的な利用が図られるよう運営委員会を設置するということですので、趣旨に沿ったメンバー構成等を調整の上、魅力アップにつなげていただきたいと思います。また、NPOの活用に加えて地域おこし協力隊などのアーティストなどの活躍の場としても可能性が広がっていくものと感じていますので、今後検討して行ってほしいと思います。

(3) の①については理解をいたしました。対象となる建物の所有者に柔軟な仕組みの制度であるということ十分に理解していただけるような説明に努めていただいて、登録文化財の増加を推進してほしいと要望いたします。

(3) ②については、「歴史まちづくり法」の導入について検討を進めてきたが、課題等により見送ってきた経緯があるとのことでありましたが、その課題は一体どういったものがあったのかお伺いをしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 平成22年4月に庁内関係5課で実施いたしました「歴史まちづくり法」の勉強会における課題等が出されたものといたしましては、1つ目には、当市の歴史及び文化財を生かすまちづくりの総合ビジョンをまず策定する必要があること、2つ目としまして、地元住民の方々の合意、コンセンサスを図る必要があること、3つ目といたしまして、建造物等所有者の自己負担があることについても理解を得る必要があることなどとなっております。

○後藤守議長 藤田議員。

○2番（藤田謙二議員） 昨年12月に、市議会としても水戸徳川家墓所瑞龍山を視察し、復旧

が進んでいる状況を見てきましたが、先ほど来言っている「歴まち法」の今後の活用についても十分考えられると思いますので、改めて検討を再開してほしいと要望いたします。

歴史的な建物は失ってからその偉大さに気づいたのでは手後れです。壊すことはできてももう一度作り直すことはできません。まさに長い歳月を経て今に至る先人から引き継がれた地域の宝であると思います。

近年、歴史を生かしたまちづくりの動向としては、近代化の時代の新規建設から維持再生へと、また、目的としての保存から方法としての保存へ、さらには街並み保存から歴史を生かしたまちづくりへと考え方も「保存」から「活用」へと変わりつつあります。どんな町を将来つないでいったらいいかという明確な方向性を歴史や文化、商工や観光といった観点から改めて整理し、関連する部課が横断的な視点に立って地域住民ととともに地域の個性を生かしたビジョンを策定の上、その実現へ向けた年度計画を立てていながら計画的な整備を進めていただきたいと要望いたします。私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○後藤守議長 次、3番赤堀平二郎議員の発言を許します。

〔3番 赤堀平二郎議員 登壇〕

○3番（赤堀平二郎議員） 民主党の赤堀平二郎でございます。私は今回、前回の質問と絡める形で2点、それから、その他に教育問題について1点、この3点の項目についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、前回の一般質問でもお伺いいたしましたところの市民、住民の皆さんにとって大変重大な関心事となっております幸久橋の件につきましてお伺いいたします。

2月中に通行の可否を決定するとのことでありましたが、いかが結論に相なりましたでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。幸久橋に関しましては、第一義的には県の管理となっているわけですが、当市といたしましてはどのような方向にこの問題をもってまいりたいのか、その考え方もあわせてお伺いしたいと思います。そして今後どのように取り組んでいくのかもお示し願いたいと思います。

2番目、教育問題についてお尋ね申し上げます。

過日、文部科学省が学力テストの成績公表を解禁したように聞いておりますけれども、当市におきましてはどのようになされるのかお聞かせ願いたいと思います。また公表するならば、どの程度の内容を考えておられるのかお教えいただきたいと思います。

3番目に、前回質問をさせていただきました災害対策についてお伺いいたします。

ご存じのように、過日の2月8日、首都東京を含めた関東甲信越に至る大雪の影響、集落の孤立、長い区間、長い期間にわたっての車両等の立往生等の被害が多数発生いたしました。当市におきましては、地区により大量の雪が降り、かなりの積雪があったに聞き及んでおります。そのため地区によっては複数日にわたり外部との交通が遮断され、孤立状態に陥った住民の方もいるとの話でございますけれども、当市における被害状況をお聞かせ願いたい。また、どのような対処、対策を行ったかもお教えいただきたいと思います。

もう一つ、これも災害対策関係ではございますが、私も以前何度か一般質問で触れてまいりま

した地域の皆さんにとって長年の懸案である渋江川，里川合流地点周辺での冠水対策。現在国の直轄事業として工事が進んでおるわけですが、滞留水をどのような構造で里川のほうに排水してまいるのか、毎度どれぐらいの量が排水されるのかお聞かせいただきたいと思えます。

以上3項目，1回目の質問を終了いたします。ご答弁のほどよろしくお願いたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。建設部長。

〔鈴木典夫建設部長 登壇〕

○鈴木典夫建設部長 道路環境の整備について，通行どめ中の幸久橋について，調査結果及び今後の見通しについてでございますが，現在県では，幸久橋の安全性の確認につきましては，国の研究機関のアドバイスも受けながら橋の安全性の確認のために必要な調査を終え，それをもとに今後の対策について検討を進めている状況であります。したがって，調査結果及び今後の見通しにつきましては，現時点では申し上げられない状況でございます。

次に，本市の要望，考えについてでございます。国道349号建設促進期成同盟会では，那珂市から常陸太田市瑞竜町までの幸久大橋を含む4車線化工事の整備を毎年国・県に対して強く要望しております。さらに，幸久橋が昨年10月から全面通行どめとなりましたことから，今年1月24日には，知事と県土木部長に対し，国道349号幸久大橋4車線化整備を求める緊急要望を実施してまいりました。

本市としましては，昨年秋から一部4車線化工事が県により進められておりますが，県北地域の主要幹線の強化を図り，常陸太田市のさらなる発展をするための基盤となる幸久大橋の4車線化整備を含めた水戸から常陸太田市の全区間4車線化整備の早期完成を働きかけていく考えでございます。通行どめ中の幸久橋の動向はこれからですから，今後2次的なものとして国道，県道，市道を含む市南部地域の道路ネットワーク整備手法について県と協議を重ねていく必要があると考えております。

続きまして，3，安全・安心なまちづくりの災害対策で，渋江川・里川合流地点の強制排水ポンプ施設についてでございます。

渋江川は，大雨等による里川の増水時に逆流を防ぐためゲートを閉じることになっております。そのため内水排除ができなくなり滞水してしまうため，対策として国が平成25年度より排水ポンプにより里川へ排水する施設を設置する整備工事を実施中であります。

質問の滞留水をどのような構造で里川側に排水するかについてでございますが，渋江川からの滞留水を取り込む吸水槽を設け排水ポンプにより圧送し，里川の堤防天端を圧送管で横断し，里川に排水する構造となっております。

次の質問の毎時どれぐらいの量が排水されるのかでございますが，毎秒約1立方メートルの排水能力で計画されておりますので，毎時間にしますと約3,600立方メートルの排水量となります。その上今回の工事では，滞留水が多い場合も想定して里川の堤防の一部を広げ，緊急時に排水ポンプ車が導入できるよう設置スペースを確保する堤防天端拡幅工事が含まれております。

○後藤守議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 学力テストに関するご質問にお答えいたします。

全国学力学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的に平成19年度から実施されているものでございます。

調査結果の扱いにつきましては、昨年11月に全国学力学習状況調査に関する実施要領が一部変更され、市町村教育委員会による個々の学校名を明らかにした調査結果の公表が可能となりましたが、本市といたしましては、本調査は対象となる学年や実施教科が限定されていること、測定できるのは学力の一部分であること、平均正答率を並べるだけの調査結果の公表は学校間の序列化や過度な競争につながることから、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表はこれまでどおりいたしません。市としましては、市全体のよい点や課題等について示してまいりたいと考えております。

さらに、各学校に対しましては市全体の傾向と指導上の改善点として、結果から見た学力や学習状況のよさや課題、その解決を図るための授業改善の視点を示しながら、各学校が児童生徒一人ひとりのよさやつまづきを把握して、きめ細かな支援ができるよう今後とも努めてまいります。

○後藤守議長 総務部長兼政策企画部長。

〔佐藤啓総務部長兼政策企画部長 登壇〕

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 安全・安心なまちづくり、災害対策についてのご質問の中で、2月8日の大雪による被害状況及び今後の対策と方針についてのご質問にお答えをいたします。

被害の状況でございますが、道路の通行どめ、農業用ハウスの倒壊や果樹被害等及び停電が発生しております。

道路の通行どめにつきましては、国道461号、県道は十王里美線、日立常陸太田線、日立山方線と、これらの国・県道と接続する市道でございます。なお、国道461号は2月13日に、県道及び市道につきましては、2月19日までに通行どめが解除されているところでございます。

農作物等の被害につきましては、増井町及び瑞竜町を中心にブドウハウス、野菜用ハウス等の全壊が6棟、半壊が2棟、中破1棟——中規模の破れということですので——及び小破2棟。また、ブドウハウスの倒壊による枝折れ等、果樹の樹体被害も40アールが確認されておりますので、調査の上、県に報告をいたしました。

また、停電につきましては、8日23時ごろより発生し、9日には最大で4,000件の停電となっております。全面復旧は10日の夜となっております。

次に、これらの被害への対応でございますが、総務部及び建設部の職員が8日の午前3時より庁内に待機いたしまして、情報の収集や関係機関との連絡調整を行い、道路の通行どめ及び停電の状況につきましては、防災行政無線、ホームページ、フェイスブック、ツイッターにより広報を行い、また、通行どめの市道につきましては、除雪作業を行ってまいったところでございます。

今後も降雪に対しましては、今回と同様に市民の皆様への迅速な情報提供と迅速な除雪等に努めてまいりたいと考えております。

○後藤守議長 赤堀議員。

〔3番 赤堀平二郎議員 質問者席へ〕

○3番（赤堀平二郎議員） ご答弁ありがとうございます。3と道路環境の問題、すなわち幸久橋の件でございますが、再度申し上げますけれども、これは第一義的には県の管理となっているわけでございます。当市の考え方として349号の4車線化を推進させる、それから、幸久大橋の4車線化も進めるということでございますけれども、ちょっと踏み込んで今の段階では言えないという答弁になるかもしれませんが、幸久橋を再度利用するという考え方はお持ちなのかどうかをお聞きしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。建設部長。

○鈴木典夫建設部長 ただいま答弁しましたとおり、県が安全性の検討をしている状況でございます。橋について存続できるのかできないのかということに対しては、市として残すとか残さないとかというような形でのご答弁は差し控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○後藤守議長 赤堀議員。

○3番（赤堀平二郎議員） わかりました。さっき言いましたように常陸太田ができるわけではございませんので、意向としてはどうなのかということを知りたいと思っております。県が第一義的にやっているわけですが、当常陸太田には地元選出の県会議員さんもございます。ぜひ県会議員さんとも連携を緊密にとっていただいて、常陸太田の住民並びに市民の皆さんの意向に沿うような対処をやっていただきたいと思いますと考えております。

それと教育問題についてお伺いいたしましたところ、個別学校名については公表しないと。非常に結構なことだと思います。私の考え方として教育の原点というのは、それぞれのお子さんが持っている未来への可能性を信じてその可能性を引き出す機会を与えることだと考えております。子どもたちの持つ可能性は多様であり、一律の価値基準で図られるものではないと考えております。その点については教育長も今そのように述べていただいたわけでございます。子どもたちは早い人もいるし遅い人もいる、時間的に区切って1つの価値基準でさあどうだという形は私は余り感心しないわけでございます。

私たちの社会は常に多様な資質と才能を求めておりまして、多様な価値観と存在を認め合う社会であると考えております。一定のルールの下で子どもたちを競わせる競技会のような様相を呈するものになってはいけないと考えるわけでございます。子どもたちにとっても社会にとっても1つの価値基準で全てを決めてしまうのは極めて危険であるし不幸なことであると思っておりますので、どうぞ教育長、今後とも子どもたち本位の教育現場であるように、ぜひともご努力願いたいと思うわけでございます。

災害に対する問題でございますけれども、この前伊豆大島の避難指示、避難勧告について私、ちょっと触れさせていただきましたけれども、災害に対しましては、施設とかは当然大事ですけれども、まずもって避難、指示、勧告、そして住民、市民の皆さんも自主防災組織等を通して、まず身の安全を確保するという観点、意識を持ってもらうために、そういうことを意識的に進め

ていただきたいと思うわけでございます。

洪江川と里川の強制排水ポンプ施設でございますけれども、私の記憶では二度ほど峰山中が水没——校舎は水没しておりませんが、グラウンドが水没したということでございます。これを機会に近隣周辺の田畑の冠水、そして峰山中学等のグラウンドの水没が解決されることを期待しているわけでございます。今後とも常陸太田におきましては、災害に対してはまず身の安全を図る、そのような意識づけを市民の皆様にも持っていただくように、キャンペーン等周知徹底していただければと考えております。

以上をもちまして、要望等を踏まえ一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○後藤守議長 次、6番鈴木二郎議員の発言を許します。

〔6番 鈴木二郎議員 登壇〕

○6番（鈴木二郎議員） 6番鈴木二郎でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に質問してまいります。

1番、障害者の福祉施策について。

障害者が地域で安全に安心して生き生きと暮らせるように、障害者の福祉の充実を図ることは大変重要な施策であります。本市においても障害者計画第3期障害者福祉計画を策定し取り組んでおるところであります。障害者の人数は年々増加するとともに高齢化が進んでおります。障害者が自立と社会参加に向け、地域の中で障害の有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重しながら安全に安心して生活ができるよう、総合的、計画的な推進、充実が必要とされておるところであります。このような背景及び観点から障害者の福祉施策について、5項目について質問をさせていただきます。

まず1点目は、障害者の支援体制の充実施策についてでございます。

障害者の福祉ニーズは、日常生活や保健、医療、自立化、社会参加と多様化しており、その課題対応が求められております。また、その相談先も現状では家族、親族が多く、地域の身近なところでの気軽に相談できる窓口から専門的な相談に対応可能な窓口まで、障害の特性や内容、さらに必要に応じていつでも相談可能な相談支援体制づくりが必要と考えますが、この障害者の自立に向けた支援体制の現状と充実についてお伺いいたします。

2点目として、社会参加の促進についてお伺いいたします。

障害者が地域で自立した生活を送るためには、経済的基盤の確保が不可欠であり、就労の機会を確保することが非常に重要であります。このためには、就労体験、訓練、そして就労先の確保等が必要であると考えます。また、障害者が生きがいを持ち、生活を生き生きと豊かにするためには、スポーツや文化活動に親しみ、地域や多くの人と交流し、理解と協力を得ることが大切であり必要と思います。このようなことから2点お伺いいたします。1つ目は、就労の促進取り組みについてお伺いをいたします。2つ目は、社会参加活動支援についてお伺いをいたします。

次に、3点目は、障害者の権利擁護体制についてお伺いをいたします。

障害者が地域や社会で安全で安心して生活を送るためには、全ての人に対して障害者について

正しい知識や認識の普及を図り、理解を深めることが大変重要であります。すなわちノーマライゼーションの理念の浸透を図ることが必要であると考えます。また、障害者の自立した生活とその権利を守るための権利擁護体制の充実を図ることも重要であります。

障害者の権利擁護体制について、2点お伺いをいたします。1点目は、虐待防止対応についてお伺いをいたします。障害者の自立した生活とその権利を守る虐待防止の現状と対応についてお伺いをいたします。2点目は、権利を擁護する支援体制についてお伺いをいたします。自己の意思表示が困難な障害者の成年後見制度の普及状況と対応についてお伺いをいたします。

4点目は、災害時の対応について、確認の上でお伺いをいたします。

災害時、障害者にとっては一人で非難が困難であることや避難方法、避難所等の課題があり、災害の影響を受けやすい状況にあります。このため、通常とは異なる災害時の安全確保に向けた支援体制の整備充実が求められております。

災害時の対応について3点お伺いをいたします。

1つ目は、障害者の要援護避難プランについてお伺いをいたします。高齢者と同様に、障害者にとっては避難に時間を要したり、スムーズな非難が困難であり、被災する確率も高くなると思われれます。このために避難に向けた早期の災害情報の伝達体制と、要援護者の登録や迅速に避難するための支援体制を整備することが大変重要と考えます。障害者の要援護避難プランの計画と推進状況についてお伺いをいたします。

2つ目は、緊急避難マニュアルの整備についてお伺いをいたします。避難場所、方法、経路、あるいは情報伝達手段、支援体制等の具体的避難マニュアルの整備と周知、訓練が必要であり重要ですが、これらの整備対応についてお伺いをいたします。

3つ目は、避難所の障害者のスペースの確保についてお伺いをいたします。障害者の避難所については、トイレ、段差の解消やプライバシーの確保、心身の健康管理、環境の整備等が必要であり、この対応のため一般の避難者と区分したスペースの確保が必要と考えますが、この対応施策についてお伺いをいたします。

5点目は、障害児童の将来に対する対応についてお伺いをいたします。

障害のある児童を持つ保護者の声として、親や親族が元気なうちは面倒を見たり支援ができるが、誰もいなくなったとき子どもはどうなるのか、また、どうするのかといった将来に対する不安を抱いている人が多く聞かれます。これら将来の不安に対する対応についてどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

2番目、インターネット利用によるトラブル防止対応についてお伺いをいたします。

内閣府の2013年の小中高生のスマートフォン、携帯電話、インターネット等の実態調査によりますと、スマートフォンの保有割合は、2012年の36%から2013年は22.4%増加し58.4%の状況にあり、急激に増加しているということでございます。また、1日のインターネット利用時間は平均1時間47分に達し、2時間以上の利用者が約40%、5時間以上も8%いるとのことでございます。すなわち、青少年のスマートフォンと携帯電話の所有者がここの二年で急増しており、インターネット利用時間も1日2時間以上使用している青少年が50%近

くを占めているということでもあります。利用アクセスしている内容については、会員交流サイト、すなわちソーシャルネットワークサービスや無料通信アプリLINE（ライン）、さらに有料サイト、オンラインゲーム等の利用も急増している状況とのことでもあります。

このようなインターネット利用の増加に伴い、現状としてトラブルも増加し、例えば14歳の男の子は、スマートフォンのオンラインゲームで有料アイテムを利用したが、後日料金を確認すると高額になっていたとか、また、11歳の男の子は動画を検索中にアダルトサイトにつながってしまったという事例や、さらにネット購入し代金支払うも商品が届かないとか、届いた商品が表示のものと異なるとか、パソコンで子どもが勝手にクレジットカードでゲーム等の決済をしてしまい、高額な請求が来て後で親が気づくというようなさまざまなトラブルが多発しております。

県の消費者センターによりますと、携帯電話やインターネットの有料サイトで10代から20代の若年層が被害に遭うトラブルが目立っているとのことでもあります。平成24年度のデジタルコンテンツ、いわゆるインターネットを通じて得られる情報の苦情相談は1,118件で、そのうち未成年者の相談件数は104件あり、未成年者の全体の相談件数の59%を占めており第1位であるということでもあります。また、未成年者以外でも有料サイトやオンラインゲーム等に関する相談は20代から40代が最も多く、その他アダルトサイト情報も20代、50代、60代が多くなっており、利用内容によっては年代は多少異なるものの、全世代にわたりトラブルに遭っているのが現状であります。

このように、インターネット利用によるトラブルが増加し、憂慮すべき状況にあり、その対応が必要であると考えます。このインターネット利用によるトラブル防止について2点お伺いいたします。

1点目は、インターネット利用によるトラブルの現状について、常陸太田市における現状についてお伺いいたします。有料サイト、オンラインゲーム、通信販売等へのアクセスによるトラブル被害に遭って、市の相談窓口へ相談される相談総件数、トラブル被害内容別、年齢別件数の状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

2点目は、トラブルの防止対応施策についてお伺いをいたします。インターネット利用によるトラブルや被害の未然防止を図り、青少年の適切に安全で安心な利用や有害情報から守ることや高齢者の安全で安心な暮らしを守るための対応が重要ですが、これらの対応取り組みについてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔埴信夫保健福祉部長 登壇〕

○埴信夫保健福祉部長 ご質問の障害者の福祉施策についてお答えをいたします。相談支援体制の充実施策についてということでございます。

初めに、地域での自立支援に向けた支援の充実についてでございますが、これまでも担当窓口におきまして、それぞれの障害者に応じたサービスが利用できるよう相談及び支援を行ってまいりました。平成25年度からは「障害者総合支援法」施行に合わせ、障害福祉サービス事業者が

開設の相談支援事業者におきましてサービス利用の相談ができるようになりました。また、障害者の自立に向けた総合的な支援策のための協議を行う場といたしまして、平成24年度に常陸太田市障害者自立支援協議会を設置しておりますので、その中で具体的な支援策等の協議を進めるほか、社会福祉協議会や関係福祉団体、ハローワーク、商工会、さらには特別支援学校など外部の機関とも現状に即した支援対策の協議を行うことで、相互理解を深めながら一層の支援体制の充実を図っているところでございます。

次に、社会参加の促進についてでございます。就労への取り組みにつきましては、常陸太田市障害者自立支援協議会の中で、ハローワークやジョブカフェから障害者の求人に関する情報を集めながら対応について協議をしているところでありますが、なかなか明るい兆しが見えてこない状況もあります。現状といたしましては、一般就労へ向けた訓練等のサービスの支給を行うほか、障害を持つ方への就職説明会等がある場合、広報による周知、就職のための運転免許取得費助成、自動車改造費助成のほか、障害者就業生活支援センターへの登録の働きかけなどを行っているところでございます。今後も就労先の開拓を視野に入れながら、障害者自立支援協議会で協議していきたいと考えております。

次に、社会参加活動支援についてでございますが、障害のある方にもスポーツや文化活動に親しんでいただくため、身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、これらの団体と連携いたしまして、茨城県の身体障害者スポーツ大会やゆうあいスポーツ大会、さらに市内で行われる生涯学習フェスティバルなどへ毎年参加いただいているところであります。近年は参加者に固定化がみられることなどから、広く参加者を募るために催し物の案内など情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、障害者の権利擁護体制についてでございます。

まず、虐待防止体制ということでございます。これにつきましては、平成24年10月1日に障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律が施行されたことに合わせ、社会福祉課障害福祉係に職員が相談窓口となり常陸太田市障害者虐待防止センターを設置いたしました。平成24年、25年とも虐待に相当する事案や相談等はございませんでした。今後もセンターの存在につきまして広報などを利用し周知してまいりたいと考えております。

次に、権利を擁護する支援体制ということでございますが、自己の意思表示が困難な障害者の権利、財産等を擁護するに当たり、成年後見制度の利用促進を図るため平成24年11月に常陸太田市成年後見制度利用支援事業実施要項を定めまして、身寄りのない高齢者や障害者に対し成年後見申し立ての手续や費用等の支援を行う体制を整えておりますが、実際の利用には至っておりませんので、これにつきましても引き続き制度利用について広報等を利用した周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害時対応についてであります。

まず、障害者の要援護避難プラン及び緊急避難マニュアルの整備ということでございますが、これにつきましては、常陸太田市災害時要援護者避難支援プランを制定いたしまして、この中で障害者それぞれの個別計画を作成し、地域の自主防災組織や消防団、民生委員、児童委員などへ

情報を提供しております。また、それぞれの地域において避難訓練が行われる際には、要援護者もあわせて訓練が行われるように働きかけをしております。

避難所の障害者のスペースの確保ということでございますが、要援護者の避難状況に応じまして、発災後速やかに障害者用トイレ、スロープなど仮設を行いまして、あわせて学校などの空き教室を利用することで対応していくこととしております。なお、避難所生活が長期化する場合には、プライバシー保護のため間仕切りを取り付けるなど、常陸太田市地域防災計画などの指針に沿って対応することとしております。

次に、障害児童の将来に対する対応についてお答えをいたします。障害児童の将来の不安に対する対応策といたしましては、障害を持つ方のご家族に対し、将来を見据えた支援といたしまして、ご家族が元気なうちに障害をお持ちの方のケアホームやグループホームなど施設入所を提案しております。しかし入所の事業所は満床状態のため、早くに予約をいれていただくことや待機の間は短期入所などを利用しながら、ご本人には施設での生活を経験していただくことなどもあわせて勧めているところでございます。その他にも一時的な預かりができる日中一次支援事業や放課後等デイサービスなどの制度もございますので、これらの利用につきましても提案をしているところでございます。

以上です。

○後藤守議長 市民生活部長。

〔荻津一成市民生活部長 登壇〕

○荻津一成市民生活部長 インターネット利用によるトラブル防止対応についてのご質問にお答えいたします。

初めに、インターネット利用によるトラブルの現状についてでございます。昨年、平成25年の1年間における市消費者生活センターに寄せられたインターネット利用によるトラブルに関する件数は27件となっております。これら相談内容の内訳について申し上げますと、オンラインゲームに関すること1件、アダルト情報サイトに関すること9件、詐欺サイトに関すること3件、通信販売に関すること12件、ネットオークションに関すること2件でございます。また、相談者の年代別内訳について申し上げますと、10代5件、20代4件、30代3件、40代1件、50代5件、60代1件、70代6件、80代2件でございます。青少年から高齢者まで幅広い年代の方々からの相談が寄せられております。

ちなみに平成25年中のインターネット利用によるトラブルの相談件数27件を24年中の相談件数と比較しますと3件増えております。消費相談総件数に対する割合も24年中の9.6%から25年中11.9%と増加傾向にございます。

次に、トラブルの防止対応施策についてでございますが、これらインターネット利用によるトラブルを未然に防止するためには、市民に対する日ごろからの継続的な啓発が大切であると考えております。これまで学校や公民館での出前講座による講話、市広報紙への具体的なトラブル事例の掲載、啓発チラシの全世帯配布、成人式の際における啓発リーフレットの配布など、年間を通して継続的に幅広い年代層に注意喚起及び啓発に努めてきたところでございます。

また、現在国の消費者行政活性化基金を活用して、青少年及び保護者並びに高齢者を対象としたそれぞれの啓発冊子を作成中であります。特に青少年及び保護者向けの啓発冊子は完成後、学校を通じて市内全中学生やその保護者に配布し、注意喚起を促すこととしております。

このようにインターネット利用によるトラブルの未然防止対策を講じているところでございますが、近年のスマートフォンを初めとするデジタル通信機器の急速な普及により、トラブルは増加傾向にございます。このことから、今後におきましても関係機関と対応策を協議連携しながら、さらなる効果的な啓発や広報活動を継続的に実施してまいりたいと考えております。

○後藤守議長 鈴木議員。

[6番 鈴木二郎議員 質問者席へ]

○6番(鈴木二郎議員) ただいまご答弁ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

1番目の障害者の福祉施策の1点目で、相談支援体制の充実策の1つ目、地域での自立に向けた支援充実につきましては、相談支援事業所や障害者自立支援協議会の設置等により地域での自立に向けた相談体制の充実を図っているということで理解をいたしました。2点再質問させていただきます。

1点目は、自立に向けた支援体制を相談支援事業所や地域自立支援協議会による各機関との連絡調整と相対的支援を行っており理解いたしました。しかしながら個別事案の相談対応の充実も必要かと思いますが、この対応についてどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 個別事案の相談対応の充実ということでもあります。障害者の福祉サービス利用につきましては、計画書を作成してサービスを受けるという形になってございますので、今その計画書を作成するための相談支援事業所が25年度に3カ所開設されております。それぞれの事業所におきまして、より細かい障害福祉サービスに係る相談支援ができるようになってございます。

以上です。

○後藤守議長 鈴木議員。

○6番(鈴木二郎議員) 理解いたしました。その充実に向けてぜひよろしくお伺いしたいと思います。

2点目でございますが、重度の障害者の施設が不足しているという状況ですが、施設の入所待ち、待機者の状況についてお伺いしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 施設入所の待機の状況でございますが、26年2月末現在で、身体に障害のある方について4名、知的障害のある方について3名、それから、身体・知的の重複の障害のある方が3名ということで、合計10名の方が現在待機という状況になってございます。

○後藤守議長 鈴木議員。

○6番(鈴木二郎議員) 理解いたしました。10名が施設に入れなくて待機しているという状

況ですが、これは今どういう状態なのか。要するに入れなくて現状問題ないのか。あるいは待機者について今後どのように対応していくのか、そこら辺の状況についてどう考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 現状では10名の方が待機しているという状況であります。この方たちにつきましては先ほども答弁したように、施設については入りたいと言ってもなかなか入れる状況ではありませんので、事前に申し込みをしていただいて待機という形をとっている状況であります。

しかしながら、家族の方たちを含めてできれば一緒に生活したいという思いが強いこともありまして、ケースとしましては、せっかく順番が回ってきても、私たちは大丈夫だから今回はキャンセルという状況もございます。そういうところについては、事務担当としても非常に悩ましい問題ではあるんですけども、現状本人、ご家族のほうにさまざまな状況をお話ししながら、申し込みをしていただいて順番が来たときにはその時点で入所いただけるようにということでお話を進めているところでございます。

以上です。

○後藤守議長 鈴木議員。

○6番（鈴木二郎議員） 了解いたしました。せっかく順番が来たのに、まだ入らなくてもいいですよということもあるということでございます。入れない間は家族が面倒を見ているという状況ですが、ケース・バイ・ケースということで、ぜひ適切な対応をお願いしたいと思います。

次に、2点目の社会参加の促進についての1点目、これは行政が直接就労の場を確保するということは大変難しく、苦勞されているということで理解いたします。やはり少しでも就労先を確保して社会参加の促進するためには、障害者が可能な作業の訓練や体験、あるいは関係機関との協力、連携による就業先の確保が重要と思います。

この就労促進について、2点再質問させていただきます。1点目は、障害者の就労のための訓練や体験支援についてお伺いいたします。障害者が能力や自立を身に付けるために、障害者にとって可能と思われるような印刷とかデータ入力、これらの軽作業について、訓練や体験の体制や整備づくりについてどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 障害者の就労のための訓練、体験ということでございますが、現在は障害福祉サービスの中で就労に向けた支援サービスを利用することができます。施設が幾つかあるんですけども、障害福祉事業所の中で障害者の希望する訓練や体験の給付を行っているという状況であります。引き続き障害者の希望に沿った就労支援、訓練、体験のサービスの提供を進めていきたいと考えております。

以上です。

○後藤守議長 鈴木議員。

○6番（鈴木二郎議員） 理解いたしました。サービスを利用されない方への対応も必要と思ひ

ますので、全ての方がその機会を受けられるように配慮願いたいと思います。

2点目は、就業先の確保充実についてお伺いをしたいと思います。商工会等と協力して雇用先の開拓を行うなど働きを進めるということでございますけれども、就業先のさらなる確保充実を図るための施策についてどのように考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 障害者の就業先ということでありまして、働く場所ということでありまして、事業主さんの理解も必要であろうと考えております。そういう意味では、先ほども答弁申し上げましたように、県のジョブカフェ等との情報をいただきながら対応しているところですが、どうしても対応できる仕事がなかなか見つからないという状況であります。市としましては市内の事業主さんに理解をしてもらおう努力をしていくということで、商工会などからの情報をいただきながら障害者の雇用先の開拓を行いたいと考えております。そういう意味では、事業者への働きかけを進めてまいりたいと考えております。

○後藤守議長 鈴木議員。

○6番（鈴木二郎議員） ひとつよろしくお伺いしたいと思います。

3点目の障害者の権利擁護体制の1つ目の虐待防止については理解をいたしました。

権利を擁護する支援体制につきましては、要望としまして、障害者の権利を擁護する成年後見制度は、本人の財産の管理や意思決定を行う上で重要な制度でありまして、登録の周知、普及を図ることをぜひお伺いしたいと思います。

次に、4点目の災害時の対応の1つ目の障害者の要支援避難プランについて再質問させていただきます。障害者の要避難支援者の対象者と登録状況についてお伺いをいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 要援護避難支援者ということで、障害者の分の登録状況についてお答えをいたします。災害時要援護者の対象となる身体障害者手帳1級、2級の方のうち登録されておりますのは131人、23.3%、療育手帳Aの方のうち登録されておりますのが48人、36.6%です。これは平成25年12月現在であります。内容といたしましては、高齢な保護者に看護されている方の登録が主になっているものと推察しているところでございます。

以上です。

○後藤守議長 鈴木議員。

○6番（鈴木二郎議員） 理解いたしましたが、登録者の率が低いように思います。これは何か理由があるのか。これを増やしていくことのあると思うんですけども、このための施策についてどのように考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 避難支援に関しまして、先ほど登録している方は主に高齢な保護者に看護されている方ということでありました。基本的に若い世帯でありますと自助という、自分たちで動けるだろうというところで申請に至らなかったという状況等もあろうかと思っております。当初は台帳整備をすることに主眼を置いて作業をしてきましたので、今後台帳を更新するに当たりまし

て、台帳登録の適正等々も勘案しながら整備をしていきたいと思ひます。基本的には要援護者の避難に関していきますと、自助、共助、公助ということでの取り扱いの中で考えていきたいと思ひますので、その範囲の中で対策、対応をしていきたいと思ひます。

以上です。

○後藤守議長 鈴木議員。

○6番（鈴木二郎議員） 登録されていない方は、自分で非難が大丈夫だと信じて登録されていない方がおるといふことではございますが、本当に避難が不可能で登録していない人に対するフォローアップが必要になってくると思ひますので、ぜひとも今後の充実に向けて対応していただきますようよろしくお願いしたいと思ひます。

それから、2つ目の緊急避難マニュアルの整備については理解いたしました。

3つ目の避難所の障害者のスペースの確保については理解いたしました。要望としては、障害者はプライバシーの確保やバリアフリー、これらの特有の問題に支援が必要でありますので、関係団体、事業所等の協力連携のもとにきめ細かな対応をしていただきますよう要望しておきます。

5点目の障害児童の将来に対する不安解消につきましては、早期入所や施設での生活を経験し、なれていただくことが大事であるといふことで提案を進めているといふことでありますけれども、あわせて保護者とのコミュニケーションが非常に大事であると思ひます。そして親の不安を解消していただく取り組みも必要と思ひますのでよろしくお願いしたいと思ひます。

次に、インターネット利用によるトラブル防止対応について、トラブルの苦情相談の現状につきましては、常陸太田市におきましても平成24年度の24件から平成25年度は27件といふことで件数でも、それから消費者相談総件数の割合でも増加しているといふこと、さらに10代が増加し、70から80代の高齢者も急増していることがわかりまして現状理解いたしました。

次に、トラブル防止対応についてであります。1件お伺いをいたします。トラブル対応として、講座や広報紙、チラシ等配布により注意喚起に取り組んでいただいておりますけれども、県の消費者センターによりますと、高齢者は注意喚起のパンフレット、チラシ配布してもなかなか見てくれないことがあると。それから講演会、講座にも出席しない人が多いといふ話をされております。また、青少年等の若い人は、キャンペーン、PR活動等で資料を配布しても受け取らないとか、注意喚起をしても関心を持たないといふ状況にあるといふことであります。

このような現状からも当市におけるトラブルの苦情相談の現状からも、やはり青少年と高齢者に対する重点的な対応取り組みが必要と思ひますが、これについてどのように考えておられるのかご所見を伺いたいと思ひます。

○後藤守議長 市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 お答えいたします。先ほど答弁しましたとおり、青少年、高齢者の平成24年、25年を比較しますと増加傾向にあるといふことでございます。

この対応策といふことでございますけれども、青少年が増加しているといふ傾向は、本市ばかりではなくて全国的に多くなっております。その原因としまして、昨年9月に総務省が発表しました平成25年度「青少年のインターネット・リテラシー指標」等がございます。これにより

ますと、スマートフォンの保有者は青少年全体の84%、そしてインターネットに接続する際に最も利用するのがスマートフォンで75%であると示しております。このように、スマートフォンの利用者が増加しております。そういったことからこのような問題も生じていることを認識しているところでございます。それでもってインターネット上のリスクについて認知していないという青少年が全体の33%、3人に1人という現状になっています。

このようなことから、当然青少年に対する注意喚起というのは必要でございます。青少年には小中高といった学生、児童等が占めていることから、注意喚起を促すためにまず1つは、家庭におけるインターネット上のリスクについての話し合いを促す必要があるのかなと思います。もう一つは、学校とのかかわりでございます。学校とかPTA、そういったところが連携しまして、児童や生徒、保護者、教員まで含めた中で、メディア教育をやっていく必要があるのかなと考えてございます。

また、高齢者に対しましては、広報紙等を見ないということがありますけれども、それ以外に地域の中での取り組みを促す必要があるのかなと。地域の老人会等の組織の中で、インターネットリスクについての話し合いを促す。また市、社会福祉協議会といった団体が主催するいろいろな老人を対象にした会議等がございます。その会議等を利用して、インターネットのリスクに対する注意点、それから利用方法とか、これまでのいろいろな事例、そういったものを含んだ中で説明し、このようなインターネットのリスクがあることを理解していただくことが必要ではないかと思えます。

○後藤守議長 鈴木議員。

○6番（鈴木二郎議員） 理解いたしました。家庭や地域、あるいは関係機関と連携しながら相対的に全般的に対応が必要だろうと思えますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○後藤守議長 午後1時まで休憩いたします。

午後0時13分休憩

午後1時01分再開

○後藤守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番菊池伸也議員の発言を許します。

〔9番 菊池伸也議員 登壇〕

○9番（菊池伸也議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、通告により順次質問をいたします。

現在、国内におきましては、経済対策に懸命に努力をされているところであります。そして4月からは消費税の8%への値上げ、これが経済にどう影響するかは有識者の間でもさまざまな意見があります。いずれにしましても本市におきましては、産業振興については着々とやられているところでありますが、その産業振興につきまして2点、観光物産協会の法人化による新たな観光事業の展開について、それから、有害鳥獣捕獲隊構成の現状と隊員養成についての質問をいた

します。

最初に、観光物産協会の法人化による新たな観光事業の展開についての1番、法人化による具体的なメリットについてであります。私は昨年3月まで観光物産協会の理事として、また、イベント等の協力員としてかかわりを持っておりましたので、ある程度は承知をしております。確認の意味でお聞きしたいと思いますが、法人化することにより協会にとってのメリットはどんなことが挙げられるのかお伺いをいたします。

次に、2番目としまして、協会独自の事業計画と推進体制についてであります。法人化したことにより、今までは取り組めなかったようなこともできると思いますが、その推進体制についてはどうなるのかお伺いいたします。

(2)としまして、有害鳥獣捕獲隊構成の現状と隊員養成についてお伺いいたします。

最初に、1番の捕獲隊員の高齢化に伴う今後の隊員確保についてお伺いをいたします。捕獲隊は地区ごとに15名編成で構成され、市の要請により年4回で150日以上の出動になるようあります。かなり長期間にわたり活動いたしますので、会社等に勤務されている方などでは仕事に支障を来し無理が生じると思います。今後高齢化がますます進行する中で、隊員確保の必要性が生じた場合の選考方法と確保について、どのようなお考えなのかお伺いをいたします。

次に2番目として、捕獲隊員の負担軽減のための猟銃、わなの更新手数料等の補助の考えについてお伺いいたします。委託料は出ていることは承知しておりますが、銃弾の購入や射撃の訓練、講習等の必要経費を勘案すると、出動しても1日当たりの日当が1,000円ぐらいで車のガソリン代にも足りないような話も聞いております。そこで、今後継続的に隊員の確保や養成を含めて検討していただくためにも、銃やわなの登録更新手数料等を補助するお考えはないのかどうかお伺いをいたします。

続いて、快適な暮らしづくりについて4点お伺いをいたします。

最初に、道路の整備についてであります。県道常陸太田大子線の迂回路の整備についてをお伺いいたします。水府地区を南北に走る常陸太田大子線は、県道29号線と国道461号を結び、地域に住む人々の生活道路として、また、本市の観光産業の道路としても大変重要な役割を果たしていることはご承知のとおりであります。この道路が自然災害や突発的な事故等により道路が一時的にでも寸断され通行できなくなった場合、地域住民は大きく日常生活に直接影響を受け支障を来します。一部の区間は迂回路が整備されておりますが、まだまだ未整備の部分が多く、計画的に道路改良を行う必要があります。市道吹上戸屋下線の改良工事については、以前にも申し上げたことがあります。住民の快適な暮らしや安全確保のため大変重要な生活道路でもありますので、計画的に改良すべきと思いますが執行部のお考えをお伺いいたします。

次に、(2)の人口減少対策についてお伺いいたします。最近の新聞等で日立市の転出超過(社会減少)数の背景が報道されましたが、本市の状況と今後の人口減少対策についてお伺いいたします。日立市の場合、雇用縮小や商業衰退で社会減全国2位と新聞等で大きく報じられておりましたが、少子化・人口減少対策を最重点施策に掲げている本市においてはどうかであったのか、そして今後、最重点施策への反映はどのようになるのかお伺いをいたします。

続いて、(3)の若者定住促進についてであります。新年度から商工観光部商工振興・企業誘致課が設置されますが、設置の目的と業務内容についてお伺いをいたします。若者定住促進の観点から商工振興や企業誘致に力を注ぐのは当たり前であると思います。元気のある地域を作るためには、働く場の確保こそ最重点課題になります。専門部署として商工振興・企業誘致課や係を設置されたことは大いに期待するところではありますが、先月の全員協議会において組織改革の組織図が提示されましたけれども、その目的達成のための業務内容について、どのような考え方で進められていくのかお伺いいたします。

次に、4番目のグラウンド・ゴルフの推進についてお伺いをいたします。高齢者を含めたグラウンド・ゴルフの普及推進についてであります。最近グラウンド・ゴルフ人口が大変に増えて、大会開催には300人以上の参加者があると言われております。通常は各地区でそれぞれの仲間とともに楽しんでいるようではありますが、グラウンド・ゴルフは若者、高齢者を問わず、誰にでも楽しめるスポーツのようです。このスポーツは個人競技ではありますが、競技を楽しみながら自分の健康管理や仲間とのコミュニケーションを図ることができるすばらしいスポーツであると思います。長期的に考えれば普及推進を継続的に図ることにより、国保等の医療費の削減にも大きく貢献することになるのではないのでしょうか。さらなる普及推進についてはどのように考えていくのか、執行部のお考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○後藤守議長 答弁を求めます。産業部長。

[榎村浩治産業部長 登壇]

○榎村浩治産業部長 産業振興についての中観光物産協会の法人化による新たな観光事業の展開についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の観光物産協会の法人化についてでございますが、現在の常陸太田市観光物産協会は、市町村合併後の平成21年4月に任意団体として設立され、祭り、イベントの企画運営や観光PRを中心とした観光振興等の公益事業に取り組んできております。自主財源が少なく独自性が発揮しにくい状況にあり、協会会員の意向が反映できる運営体制づくりを進める上で収益事業による経営基盤強化を図る必要があることから、公益事業とあわせて収益事業等についても着手できるよう一般社団法人となるものでございます。

続きまして、協会独自の事業計画と推進体制についてでございますが、独自の事業計画といたしましては、昨年12月に地域振興に関する協定を締結したJTB関東との連携を図りながら、観光物産振興を目的とした着手型旅行や教育旅行を主体とする旅行業や首都圏を対象とした物産販売など、収益が期待できる事業への着手を計画しております。

また、これらの事業により会員自ら旅行商品の企画、販売や首都圏などでの物産販売に参画できることから、新たなビジネスチャンスとともに収益増が見込まれるものと期待をしているところでございます。

次に、推進体制についてでございますが、現在の協会員さんが継続する形で新協会の会員となります。これまでと同様に、会員さんから選出された理事が理事会を組織いたしまして協会の運

営に当たることとなります。4月1日からの新体制では現在の会長、副会長がそのまま留任されまして、各支部から選出された新理事10名とともに協会運営に当たることとなります。なお、協会の事務につきましては、事務所をこれまでどおりJR常陸太田駅前にある駅前会館内に置き、各支部につきましてもこれまでどおり各支所内に職員を配置いたしまして、観光物産振興の事務等を進めてまいります。

続きまして、捕獲隊構成の現状と隊員養成についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、捕獲隊の高齢化に伴う今後の捕獲隊員確保対策についてのご質問にお答えをいたします。有害鳥獣捕獲隊の高齢化問題につきましては、全国的な課題でもございまして、本市においても捕獲隊員が高齢化しつつあると承知しております。本市の有害鳥獣捕獲隊は現在61名で、平均年齢は約64歳でございます。捕獲隊の確保につきましては、猟友会常陸太田支部及び常陸太田市有害鳥獣捕獲隊と連携を図り、長期間捕獲業務に従事でき、かつ豊かな経験と知識を有し、捕獲、地域の状況等に精通した方々が各地区より選任されてきております。また、新たな隊員となられる方についても同様に、今後選任されていくものと考えておりますので、積極的に選任について関係機関に働きかけをしてまいりたいと考えております。

続きまして、捕獲隊員の負担軽減を図るために、猟銃、わなの更新手数料等の補助の考え方についてお答えをいたします。捕獲隊員の負担軽減のための委託料、補助金等の増額につきましては、今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、快適な暮らしづくりについての中の新設される商工観光部の商工振興・企業誘致課の設置目的及び業務内容についてのご質問にお答えをいたします。

現在、商工観光課において取り組んでおります商工振興部門と観光振興部門を2つに分けて、それぞれの強化を図るものでございます。新設されます商工振興・企業誘致課におきましては、これまでの商工振興業務や市内工業団地等への企業誘致に加えまして、新たな産業の振興や育成を鑑み、廃校跡地への事業所等の誘致、さらには市民の買い物環境改善の一環となるよう中心市街地への商業施設等の誘致を推進し、市内商工業の活性化を図るとともに、雇用の場の創出、確保による若者定住促進につながるよう、さらなる企業の誘致促進を目指すものでございます。

また現在、複数の企業からの引き合いもございますことから、1社でも多くの優良企業に立地いただけますよう関係機関とさらに連携を密にし、進めてまいりたいと考えております。

○後藤守議長 建設部長。

〔鈴木典夫建設部長 登壇〕

○鈴木典夫建設部長 快適な暮らしづくりについて、道路の整備について、県道常陸太田太子線の迂回路の整備についてでございます。

県道常陸太田太子線と山田川を挟んで東側に並行して市道水6-05号線があり、県道が通行どめの際には迂回路としての利用が考えられます。本市道は中染町から水府海洋センターがある天下野町1区を北へ向かい、竜っちゃん乃湯がある天下野町6区までが市道認定されておまして、住民の方が生活道路として日常的に利用されている道路となっています。現在、市では本市道の天下野町6区の吹上戸屋下線につきまして、平成23年度から事業着手し道路整備を進めて

おります。また、天下野町1区、2区の地元町会からもこの路線の改良工事の要望書が提出されておりますので、平成26年度の常陸太田市道路整備審査会へ案件として提出することを考えております。

本市道の延長は、約4,800メートルありまして、改良済み区間も一部あるものの、狭隘箇所、屈曲している箇所、一部車両のすれ違えない箇所などが幾つもございますので、道路延長が長いため一律幅員5メートルの改良工事で拡幅する道路整備をするのではなく、今後部分的に解消が必要な箇所を地元からの要望、ご意見、土地所有者の方のご協力をいただきながら解消する整備を進めていき、地元住民の方を初め、市民の皆様の快適な暮らしづくりや安全確保に努力してまいりたいと考えております。

○後藤守議長 総務部長兼政策企画部長。

〔佐藤啓総務部長兼政策企画部長 登壇〕

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 日立市の転出超過の報道に関連して、本市の状況と今後の人口減少対策についてのご質問にお答えいたします。

議員のご発言にもございましたように、総務省が本年1月30日に公表した2013年の「人口移動報告」において、日立市は全国第2位となる1,485人の転出超過を示しましたが、本市の状況については、転入が1,105人、転出が1,380人で、275人の転出超過となっております。

ご承知のように、平成16年12月の合併時において、本市の常住人口は6万548人を示しておりましたが、その後は出生・死亡による自然動態はもとより、転入・転出による社会動態においても減少傾向を続け、本年3月1日現在の常住人口は5万3,440人でございます。

本市では、平成22年4月から政策企画部企画課内に少子化・人口減少対策係を設置し、少子化・人口減少対策を市の最重要課題に位置づけて若者子育て世帯の経済的な支援の充実や子育て支援、子育て環境の充実などを積極的に進めてきているところでございます。

なかなか人口指標などにおいて成果があらわれるといったところまでには至っておりませんが、定住対策の状況を申し上げますと、新婚家庭への家賃助成については、月額1万円の助成でスタートしました平成22年度は35件、74人の方に申請いただきましたけれども、平成24年度に助成額を月額2万円に引き上げまして、あわせて一時助成金の制度、引っ越し等に係る費用として上限6カ月分を前渡しで交付する制度を導入したところ、倍増の78件、177人の利用申請となり、本年度は2月末時点で既に93件、205人の申請がございました。

また、3年間の家賃助成期間が終了する方を対象に、助成終了後についてのアンケートを行ったところ、約82%の方が引き続きそのアパートに住む、あるいは市内に住宅を持つといった回答が得られており、一定の成果が上がっているものと考えております。

また、平成23年度から市内に住宅を取得した子育て世帯等に対して、定住促進助成事業として固定資産税の半額相当額を3年間助成する制度をスタートしましたが、平成23年度97件、24年度101件、25年度123件と伸びを示しており、本年度から住宅取得時に最大20万円を助成する制度に内容を改めましたところ、2月末現在で既に114件の交付決定を行ってお

り、そのうち43件、37.7%が市外からの転入世帯となっております。

本市ではこうした経済的な支援策のほかにも、結婚から妊娠、出産、医療、子育てと切れ間なく支援する体制を総合的に整備するという考え方のもとで各施策を展開しております。短期的ではございますが、昨年11月における社会動態が5年ぶりに増減ゼロといった状況が見られるようになってまいりました。前段で申し上げましたように、まだ十分な成果が上がっているとは言えない状況にございますが、本年4月から新たに設置される少子化・人口減少対策課を中心に、関係課等で構成される少子化・人口減少対策プロジェクト及び行政分野ごとに編成されるワーキングチームなどを活用しながら、より強力に少子化・人口減少対策に取り組んでまいります。

また最近では、88名に及ぶ「子育て上手常陸太田推進隊」の皆様が、ボランティアで市の子育て支援策等のPR活動を行ったり、あるいは市内に支店を有する金融機関が本市の少子化・人口減少対策を応援するためのさまざまな金融商品を創設したりと、少子化・人口減少対策が官民一体となった取り組みに発展してきておりまして、大変喜ばしく感じているところでございます。今後も引き続きそうした皆様方との連携を図りながら、市内外に向けてプロモーション活動を展開するなど、オール常陸太田で少子化・人口減少対策を進めてまいりたいと考えております。

○後藤守議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 高齢者を含めたグラウンド・ゴルフの普及推進についてのご質問にお答えいたします。

グラウンド・ゴルフはいつでも誰でも誰とでもできるスポーツとして市民の皆様が親しまれているところでございます。教育委員会においては、平成4年度より今日までニュースポーツ普及推進の一環として、スポーツ推進委員の方々の協力により年3回から4回の巡回スポーツ教室や、地域からの要請により実技普及に出向いてグラウンド・ゴルフの普及推進に努めているところでございます。

また、平成12年度より山吹運動公園において市民グラウンド・ゴルフ大会を開催し、競技を通して市民の方の交流並びに普及推進を図っております。平成21年度においては、約180人だった大会参加者が今年度においては40の団体や個人の方からの申し込みがあり、約300名の方が参加して競技を行うなど毎年参加者が増えている状況でございます。また、地域の皆様においては、日ごろから山吹運動公園運動広場や松平運動公園自由広場など、身近にある運動広場等において年間を通して生き生きと練習されている姿が見られているところでございます。

今後は子どもから高齢者の方まで幅広い年齢層の方々により一層グラウンド・ゴルフに親しんでいただき、市民の皆様が楽しく健康で生き生きと生活ができますよう、地域の状況等を踏まえながらスポーツ推進委員の協力による巡回指導や地域の要請に応じた普及指導、あるいは専門指導員による研修等を行ってグラウンド・ゴルフのさらなる普及推進を図り、市民の皆さんの健康づくりの一環として一層充実させてまいります。

○後藤守議長 菊池議員。

〔9番 菊池伸也議員 質問者席へ〕

○9番（菊池伸也議員） 2回目の質問に移らせていただきます。

最初に、法人化による具体的なメリットであります。これに関しては先ほど申し上げましたとおり、私は現在も観光物産協会の会員でありまして、ご答弁の内容は理解をいたしました。観光物産協会が本市の産業振興を図る上で大変重要な役割を果たしてきたことは言うまでもありませんが、さらに法人化され、さまざまなことを事業としての取り組みが実現可能となるわけでありますから、より元気な常陸太田市を目指して、会員の整備であったり事業の運営であったり、新たな事業計画と事業のすばらしい展開ができるように要望しておきます。

次に、推進体制については理解をいたしました。

続いて、有害鳥獣捕獲隊の現状と隊員養成についての1番でありますけれども、地区によってはありますが、捕獲隊員の年齢にかなり隔たりがあるような気がします。今ちょうど狩猟期間ではありますけれども、狩猟期間が終わり畑などに作付されますと、まもなくイノシシなんかは出てくるのではないかと考えております。そういう中で、捕獲隊に円滑に活動していただくためには、常に捕獲隊の構成に気を配っていただかなければならないと考えております。

現在のところ事故による欠員が1名あるということでありまして、これから何年か先にまた新たな隊員構成を考えなければならないような状態も生じてくるわけでありまして、その際、猟友会等から選ぶことになると思いますけれども、現在わかっている範囲で結構でございますので、猟友会のメンバーはどのぐらいいるのか、あと年齢がどのぐらいかわかれば。わからなければ結構です。

○後藤守議長 答弁を求めます。産業部長。

○樫村浩治産業部長 先ほどご答弁申し上げましたとおり、捕獲隊員につきましては、134名おられます猟友会の方の中から豊富な経験と知識を有し、かつ5年以上経験されるなど一定の基準を持った方を捕獲隊員として選任いただき、市のほうでお願いをしているという状況でございます。

また、捕獲隊につきましては、先ほど申しましたように確かに高齢化をしておりますが、地区によってさまざまな年齢構成になってございます。里美地区が他の地区に比べて若い構成にはなっているかと思えます。

以上でございます。

○後藤守議長 菊池議員。

○9番（菊池伸也議員） 捕獲隊員の負担軽減のための猟銃、わなの更新手数料の補助についてお伺いいたします。これは今後の研究課題であるというご答弁でございましたが、有害鳥獣による被害は、捕獲対策として捕獲隊が賢明な活動をしなくても年々増加する数に追いつかないのが現状であると思います。今後さらなる捕獲対策を継続的に進めていくためにも、隊員の負担軽減を真剣に検討されることを強く要望しておきます。

次に、快適な暮らしづくりについての道路整備、1番の県道常陸太田大子線の迂回路の整備についてであります。これは答弁にもございましたが、非常に狭隘な部分が長くあります。町会長の要望した時点からはかなり年月がたった状態で、工事そのものはまだ始まっていないんじ

やないかと思いますが、これからやっていただけるものと信じております。実際に町会長さん方に要望を受けた時点で、執行部としては要望箇所についてはどういう点検をされているのかお伺いしたいんですが。

○後藤守議長 答弁を求めます。建設部長。

○鈴木典夫建設部長 道路改良をする要望箇所が町会長さん、地元から上がってきたときには、その後、建設課の改良グループが現地の状況を確認しております。そしてその道路の整備については、先ほども申しあげました道路整備審査会上げまして、そのときに現況の写真とか幅員、屈曲部とか狭隘部について調査した結果を審査会の中で報告します。市内10路線以上がそのときに上がってきますので、その中で優先順位を付けて整備をしていくというような形を毎年行っております。

○後藤守議長 菊池議員。

○9番(菊池伸也議員) 優先順位の付け方でありませけれども、利用者数、あるいは通行量等の考え方からいくのかどうか分かりませんが、かなり危険な場所もあるわけです。そういうところを勘案していただけるのかどうかお伺いします。

○後藤守議長 答弁を求めます。建設部長。

○鈴木典夫建設部長 最初に答弁しましたように、全部の区間4,800メートルを一律5メートルということではなくて、屈曲部、部分的なところの改良をすることによって解消できるやり方で進めていくほうが、路線としての採択をして整備するには費用と時間がかかりますので、まず、そういう危険箇所についての部分的な改良、改修でこの路線については手がけていくべきだと考えておるといことでお話ししたわけなんです。

○後藤守議長 菊池議員。

○9番(菊池伸也議員) はい、わかりました。私も全部5メートルに改良してくださいということではないんですが、現在入っている狭い側溝を長尺に入れかえただけでも車がスムーズに通れるような改良ができると思うんです。そういうことを踏まえて、できるだけ距離を延ばしていただけるようなことを要望しておきます。

次に、人口減少対策についてであります。これについては本市の少子化・人口減少対策が最重点施策だということは承知しております。新聞等でも2040年には3万5,000人ぐらいになるということですので、これからますます大事な施策として取り組んでいただけるよう要望しておきます。

次に、若者定住促進についてであります。先ほどの少子化・人口減少対策と同様に、若い人にこの町に喜んで住んでいただくためには、雇用の場の確保が最重要課題であると思っております。そして、市での取り組みも工業団地ばかりではなく、中心市街地の商業施設の誘致、あるいは学校の廃校跡地への企業の誘致等、さまざまな形で取り組んでいただいているのは承知しております。その中で1つだけ要望しておきたいと思いましたが、これからまだ学校の統廃合が行われるような状況ですけれども、地域のためになるような、地域の人が働けるような企業の誘致を心にかけておいていただけるよう要望して、この件については終わらせていただきます。

次に、グラウンド・ゴルフの推進についてであります。先ほどご答弁にありましたように、担当課の一生懸命なご努力により、急激にグラウンド・ゴルフ人口が増えていることは事実であります。そういう中で研修会であったり、あるいは指導者の養成に取り組んでいただいておりますけれども、場所の確保について、大会の数を自分たちでも管理できるような場所が欲しいという声もあります。そういう中でなかなか公認のグラウンド・ゴルフ場をつくるのは登録料もかかるし大変難しいと聞いておりますので、この点に関してはあきらめてもらうしかないのかなと思ひ、そういう説明をしようかと思っております。

しかしながらグラウンド・ゴルフに関しましては、短い距離、公式の数字で2.4キロのコースになるわけですが、その中で地域の仲間たちというか知り合いが集まってプレーを楽しんでいるわけでありまして、非常にコミュニケーションがとれる。かなりやっている仲間の皆さんは、近隣の市町村まで出て行ってプレーを楽しんでくるという話も伺っております。以前のゲートボールなどと比較をしますと、個人競技ではありますけれども楽しんでいる方が多いようです。

今現在、指導員や審判の養成はどのようにやられているのかお聞きしたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 ただいまございましたように、グラウンド・ゴルフは、本当に身近にできるスポーツ、健康づくりには最適であります。これを普及するために、今中心となってやっておりますのはスポーツ推進員さん、市内に39名おります。この人たちにまず専門的な技術を理解していただいて、各地区に広めていくということで考えております。さらにスポーツ推進員さんのほかに、市民の皆さんの中にぜひ指導員として自分はやってみたいという人がおりましたら、また養成を考えていきたいと思っております。

○後藤守議長 菊池議員。

○9番（菊池伸也議員） 指導員の養成については理解をいたしました。

それから、場所の提供ですが、学校のグラウンドなども貸し出すようなことでよろしいのでしょうか。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 基本的に学校は授業に使う教育課程内での施設であります。支障のない限り貸し出している学校もありますので、その辺については学校と地域のグラウンド・ゴルフを愛好される方々の話し合いの中で進めていけばいいのかなと思っております。

○後藤守議長 菊池議員。

○9番（菊池伸也議員） 学校施設ですから、当然授業のある日は遠慮すると思ひますが、日曜日等、もしそういうことで使いたい人があれば、ぜひとも貸し出しをお願いしたいと思っております。

また、山吹のグラウンドは休みが月曜日になります。この日も自分たちで大会を企画したいので借りたいんだというような方もおりますけれども、こういう貸し出しについては話を聞かれた

ことはないですか。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 ただいまのご質問ですが、具体的には私のところまで届いておりませんので、その辺も精査して対応させていただきます。

○後藤守議長 菊池議員。

○9番（菊池伸也議員） 私は直接話を聞いていますが、休みで扉も閉めるので、その管理上から貸し出しをしないのか、あるいは何らかの理由があるのか、ちょっとお伺いしたいんですが。借りたいという人が電話で調整をしたらしいんですが。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 そういうお声もあるようですけれども、一応施設の休館日ということで閉じておりますので職員はおりません。そこで何か事故等がありましたら補償等もかかわってまいりますので、その辺について声等を精査してまいりたいと思いますが、基本的には休館日ということでご理解いただきます。

○後藤守議長 菊池議員。

○9番（菊池伸也議員） わかりました。お話を聞いたところ、実際に芝生の養生とかそういうこともあっての休館だろうと担当者にはお伺いしたんですが、借りたい人はそうは思わないので、これはどうしても貸し出しはできないんだとはっきりと言ってもらえればいいのかと思いますけれども。

実際借りて自分たちで大会の運営までやりたいんだという話を聞いたものですから質問したわけですが、あれだけ大きい場所がなかなかないので、仲間で練習する程度であれば小さい場所間で合うんじゃないかと思うんですけれども、グラウンド・ゴルフは先ほども申し上げましたように、若者、高齢者を問わず楽しめるスポーツということで、ぜひ今後とも普及推進について励んでいただけるよう要望しておきます。

以上で私の質問を終わりにします。

○後藤守議長 次、7番平山晶邦議員の発言を許します。

〔7番 平山晶邦議員 登壇〕

○7番（平山晶邦議員） 平山晶邦です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

国の総額95.9兆円の2014年度当初予算が衆議院を通過しました。政府はデフレ脱却のもとに景気重視の財政運営を行っていくようです。しかし、今の景気は日銀が国債の買い入れ等を含め、今までなかったようなお金を市場に供給して円安を誘導し、円安効果で企業の業績がアップしている状況です。企業の生産拠点が海外に移転している状況では、貿易輸出額が増えているわけではありません。貿易収支は赤字のままですし、日本の経常収支の黒字額も減少の一途をたどっています。景気対策は確かに大切ですが、同時に財政再建も忘れてはいけないのだと思います。日本の財政危機の状態に変わりはありません。

そしてアベノミクス景気は、私たちが住む常陸太田市にはまだその効果が見えていません。高

齢者が多く年金受給者が地域の核になっている本市は、その恩恵にあずかることは永遠にないのかもしれない。そして常陸太田市は、平成27年から5年間で約21億円の交付税が減ってまいります。21億円という金額は、例えであります。常陸太田市の予算に当てはめると、ちょうど土木費の予算が全てなくなることを意味します。本市はこれをどのようにこなしていくのかが大きな問題となってまいります。合併算定がえによる21億円近い交付税が減るという現実の中で、就業者人口減少と高齢者の激増と自主財源の減少が同時進行していく常陸太田市の未来は厳しいものがあるのです。私たちはアベノミクスの公共事業、金融緩和、成長戦略の「三本の矢」がうまく回って国が財政危機を克服していくことを祈る以外にありません。以上のことを申し上げ質問に入ります。

第1の質問として、複合型交流拠点施設についてお伺いをいたします。

私はこの問題を今までにもたびたび質問してまいりました。それは市民から、10億円も使った箱物行政である複合型交流拠点施設を市が作ると言ってから3年もたつのに、いまだに私たち市民に情報がないのはどうしたわけなんだと、広報紙などを使って内容説明を市民に早く知らせしてほしいとの要望を受けます。

また先日、「常陸太田市公共施設白書」の概要を広報紙で市民に提示いたしました。広報紙を読んだ市民から、現在ある施設を維持管理できないのに、市長が議会で答弁しているような最初から黒字になるとは限らない箱物施設を新たに作ることは理解ができないとも言われました。ですから私は、議会で取り上げて市民の皆さんの一助にしたいと思っています。

市民は施設を作った後の経営に対しても本当に心配をしています。このように市民にとっては、複合型交流拠点施設事業は大変注目している事業なのです。ですから、市民の理解を深めていくためにも、施設内容、経営、運営体制を早く市民に提示して事業を行っていく必要があると考えます。

私は昨年の6月議会、平成25年度第2回定例議会においても質問をいたしましたが、数字等の明確なご答弁はいただけませんでした。そのときの答弁は、「具体的なスケジュールといたしましては、今年度中に第3セクターの設立にかかわります。発起人会の組織に向けた諸準備や会社の理念、業務領域、資本金とその出資構成、役員構成や組織機構、そして開設後5年間程度の貸借対照表や損益計算書案を含めた中期事業計画、中期収支計画などの第3セクター設立構想の案を作成してまいります」という内容でございました。事業年度の最終月に当たる3月でございまして、その進捗状況も含め、ご答弁いただいた内容について質問をいたします。

1として、第3セクターの設立に係る発起人会の組織に向けた準備状況を伺います。

2として、会社の理念、業務領域、資本金と出資構成、役員構成や組織機構については、どのようにお考えになっているのかを伺います。

3として、開設後5年間の貸借対照表、損益計算書案を含めた中期事業計画、中期収支計画の数字はできているのかを伺います。

4として、第3セクター構想案は3月までにできるのかどうかについてを伺います。

以上、第1の質問の複合型交流拠点施設については、4点について質問をいたします。その中

で、2、3、4は内容が関連しておりますので、ご答弁は一括したご答弁で結構でございます。

次に、第2の質問として、防災対策について質問いたします。

ご存じのように常陸太田市は河川が多く、久慈川、山田川、里川と県内市町村の中でも一番と言ってもいいくらいに河川が多い市です。それゆえ茨城県に大雨洪水の注意などが出た場合、近ごろは必ずと言っていいくらい常陸太田市に注意報がテレビのテロップで流れます。

私は、常陸太田市の防災は、大雨洪水を中心に置いた対策が第一義だと考えます。そこで今回の質問では、大雨や洪水の防災対策についてお伺いをしたいと思います。また、防災対策の要諦は、情報を集約してシミュレーションすることだと言われますので、そのような視点からご答弁いただければと思います。

1として、ハザードマップは、県・国が調査して市が作成し、作った段階で町内に説明したことは理解をしています。ここではその後時間の経過を経て、実際に大雨の被害に遭った地区などが出てきていると思います。それらの実際の被害状況を加味した内容を説明し、それを生かした住民への理解が進んでいるのかについてお伺いをいたします。

2として、ハザードマップで危険だと言われていて、なおかつ今までも実際に危険が迫った地域の道路や河川や水路について、その原因を調査して国や県や市や土地改良区などとの調整を行っての整備はどのような状況になっているのかお伺いをいたします。

3として、緊急時の県などとの協議は、どのようなスキームになっているのかお伺いをいたします。

以上、防災対策については3点質問をいたします。

以上で、複合型交流拠点施設と防災対策についての1回目の質問といたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。産業部長。

〔榎村浩治産業部長 登壇〕

○榎村浩治産業部長 複合型交流拠点施設に係るご質問についてお答えをいたします。

まず、第1点目の第3セクター設立に係る発起人会の組織に向けた準備の状況でございますが、昨年の第2回定例会の中でもご答弁申し上げました。発起人会設立までの前段を担う組織といたしましては、平成26年度に第3セクター設立準備検討会を設置する予定でありまして、その構成メンバーにつきましては現在調整中でございます。主要になると考えておりますのは、JA茨城みずほや商工会、また、金融機関には既にご相談をさせていただくなど諸準備を進めているところでございます。

続きまして、3点のご質問でございますが、これら全て第3セクター設立基本構想案に関連するご質問でございますので一括してご答弁させていただきます。

この第3セクター設立基本構想案につきましては、現在事務局レベルでの案として作成しているところであります。まだ内部での整理がついていない段階でございます。今後内部調整を経まして、先ほど申し上げました第3セクター設立準備検討会で十分に協議検討するとともに、協議経過の段階に応じ、中小企業診断士等が所属する専門機関の診断及び指導を受けるなど、さまざまな角度から検討を重ねまとめていくことで計画しております。

現時点ではお示しする段階となっていないことにつきましては、大変申しわけございません。今後さらに鋭意努力し、作成後は市民の皆様や議会にお示しさせていただきますので、なお一層の深いご理解とご協力、そしてご指導を賜りたくお願いを申し上げます。

○後藤守議長 総務部長兼政策企画部長。

〔佐藤啓総務部長兼政策企画部長 登壇〕

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 防災対策についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、洪水ハザードマップにつきましては、国及び県がそれぞれ管理する河川の洪水氾濫分析、いわゆるシミュレーションを行いまして、その結果をもとに市において対象となる区域の住民の方を交えたワークショップを開催し、過去の被害、災害等の状況やご意見等を盛り込みまして、平成22年度までに作成をいたしたところでございます。

現在のところ対象となっております河川は、久慈川、里川、山田川、浅川となっております、これ以外の支流や内水については基本的に考慮していないものでございます。しかしながら、議員のご指摘にございましたように、現実的には最近の大雨等によりハザードマップに掲載された場所以外でも被害等が発生しており、これらについても防災対策を講じていく必要がございます。新年度には防災対策課を新設してまいりますので、各自主防災組織や市民の皆様方との適切な情報交換を行い、より実効性のある防災対策を講じることができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、緊急時の県などとの協議等でございますけれども、各注意報、警報等が発令または発表されましたときには、直ちに県から市の防災ファクスに情報が送信されるとともに、当市の防災担当職員の携帯電話宛てに同様のメールが送信されてまいります。これらの情報をもとに災害の発生が予想される場合には、市におきまして総務部の防災担当及び建設部等の職員が庁舎に待機しまして、消防本部とも連携しながら情報収集に当たるとともに、住民の皆様からの通報等に対応できる体制をとっているところでございます。

また、住民の方から通報をいただきましたら、その情報が県道や国道など市が管理するものではない場合であっても、直ちに県工事事務所など関係機関との調整協議ができるようあらかじめ連絡体制を整えているところでございまして、国・県道の通行どめや停電など、住民への影響がある情報につきましては随時関係機関と調整を行い、市の防災行政無線やホームページ、フェイスブック、ツイッターなどによりお知らせしているところでございます。

○後藤守議長 建設部長。

〔鈴木典夫建設部長 登壇〕

○鈴木典夫建設部長 防災対策について、防災時に大雨や洪水に対する本市の対応について、ハザードマップで危険だと言われている道路の水路の整備はどのような状況下についてでございますが、ハザードマップは国の施策で、洪水、土砂災害の対策工事のハード対策工事をするには膨大な時間と莫大な費用がかかるため、住民の身体と生命を守るための手段として、洪水が大きくなる前に早目の避難をしていただくことを目的に、ソフト対策事業としてハザードマップを作成しております。

河川の氾濫による洪水対策の主な整備につきましては、国では久慈川の水位が高くなる原因と思われボトルネックとなっている堅磐地区の河道掘削工事を実施中で、上流にある里川、山田川など久慈川水系河川の大雨による水位上昇を抑える整備工事と、市が平成23年に国に滞水対策を要望しておりました里川と渋江川の合流点に、排水ポンプ施設の設置工事が進められております。

県におきましては、茂宮川の河道掘削、亀作川の小目町で流れをよくするための屈曲部の河道付け替え工事、浅川の花房町から大方町の区間で河川断面を広げる河川改修工事、築堤工事が計画的に進められております。

市としましては、出水期前に大雨による滞水の発生の原因となる水路のごみ、土砂のつまりの清掃や道路、路肩の補修を実施しておりますが、余りにも数が多過ぎるため全ての箇所処理までに至らないのが実情でございます。

滞水が発生した箇所につきましては原因を調査して、市の箇所の解消はもとより管理機関、部署と協議して解消を求めています。また、川の増水による木橋の通行どめ、流された木橋の復旧工事などが増水のたびに幾つか発生するため、早期に回復して通行できるよう対処、対策を行っております。

○後藤守議長 平山議員。

〔7番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○7番（平山晶邦議員） 2回目の質問をいたします。複合型交流拠点施設の質問についての1の発起人会の進行状況については、26年度に第3セクター設立準備検討会を設置することは理解をいたしました。早急に準備検討会を設置して問題の洗い出しを行い、準備を進めていただきたいと思っております。

次に、2、3、4の第3セクターの会社設立基本構想案については、事務局レベルの作成中ということでなかなか進んでいないことを理解いたしました。執行部ではさまざまな検討を行っているのでしょうかけれども、市民からすると昨年の6月議会のご答弁から進んでいるとは思えません。1回目の質問でも申し上げたとおり、市民はこの事業に大変注目しています。それゆえ、早く市民の皆様へ情報を開示して、理解、協力をいただくことが大切になってくると思っております。そこで、慎重に検討することは必要だと思っておりますが、26年度の事業振興スケジュールの中で、市民に公表できる予定はたつのかどうかについて改めてお伺いをいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。産業部長。

○樫村浩治産業部長 ただいまご質問をいただきました「26年度中に」というお話でございますが、第3セクターの設立準備検討委員会では、まず、年度初めに委員さんの委嘱をさせていただきまして、それから設置をとということで、現在のところ平成26年の6月から7月ごろをめどにこの準備検討会を進めていきたいと考えております。その中で十分に委員さんにはご協議、ご検討をいただいて、市民の皆様や議会にお示しができる段階になった時点で改めましてきちんとお示ししてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○後藤守議長 平山議員。

○7番（平山晶邦議員） 26年度中には検討委員会で検討するという事はわかっているんです。26年度中には市民の皆様にお示しできるような基本構想ができるんですかということなんです。改めてそこはお聞きしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。産業部長。

○樫村浩治産業部長 26年度末までにはお示しできるものというふうに進めております。

○後藤守議長 平山議員。

○7番（平山晶邦議員） ありがとうございます。市民の皆様のさまざまなご意見に応えられるような複合型交流拠点施設の事業にすることをお願いいたします。複合型交流拠点施設の質問は理解をいたしました。

次に、2点目の防災対策について2回目の質問を行います。

1点目のハザードマップを生かした住民への説明についてであります。私はここに2月15日の亀作・真弓町と玉造町内の2つの地区の写真を持ってまいりました。事前に担当の皆さんには見ていただいているところではありますが、写真や現場を見て感じることは、ハザードマップにこのような状況を追加して、現場の状況がわかるような具体性のあるマップが必要だと考えます。そしてなおかつ、このような写真があれば市民はより身近に感じると思います。そしてその危機感が共有化されると思いました。

私は、現在のハザードマップは町内に一律に説明することも必要ですが、地区によってはそれだけでは危機感の共有化はできないと感じました。同じ町内といっても局所的に被害をこうむる地域があるんです。大切なのは局所的に被害をこうむる地域や場所だと思っています。そしてそこに住む住民に対する説明が必要なのではないかと考えています。

また、防災対策に大切なことは、先ほども申し上げましたように、ハザードマップもシミュレーションしておりますが、やはりさまざまな情報を集約してシミュレーションする、もっと具体的にシミュレーションすることが必要だと前段で申し上げました。私がそれを強く感じたのは、これは水ではありませんが、津波で大きな被害に遭った宮城県の名取市に何回かおじゃまして被害に遭われた方と話をしますと、ほとんどの方が防災に対する避難というのはつまるところ個人だというようなことをおっしゃっていました。しかしその前提は、行政からの事前の個々の判断ができるシミュレーション、ハザードマップの説明が前提だということをおっしゃっていました。

前段で同僚議員からも出て、避難が大切だということは十分わかりますし避難を前提としていくことも理解をしますが、ここが一番大切なのではないのでしょうか。そのことを聞いたとき、私は現在のハザードマップを町内一律に説明しただけでは不十分だと強く感じた次第です。より細かな現実を加味したハザードマップを作成して説明する必要がある。そしてそれをもとに、本市においても危険箇所の地区については、住民に対して説明会をぜひとも開いていただきたいと思うんですが、これに関して細かい説明会を今後開いていただきたいと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 お答えします。現在のハザードマップにつきましては、国及び県のデータのほか、作成をする段階で住民の方とワークショップをして、そのときにヒアリングで得た情報しか掲載していないという状況ですので、局所的な災害が現在までに発生しておりますから、そういう状況の把握ですとか原因などの調査を行いまして、データを収集、集積していきたいと考えています。そしてその上でそれらの情報を住民の皆様へ周知して、ハザードマップも改定時に反映するようにしていきたいと考えております。

それから、住民の皆様への情報提供のあり方というところで、今説明会というお話がございましたけれども、どのような形で情報を市民の皆様一人ひとりにお伝えしていくのかということについて、説明会という形がいいのか、それとも現在やっているような自主防災組織を中心とした情報共有の仕方がよいのか、改善すべきところは改善して、できるだけそのような細かな情報が住民の皆様へ伝わるようにしていきたいと思っておりますが、その方法については検討させていただきたいと思っております。

○後藤守議長 平山議員。

○7番（平山晶邦議員） 理解をいたしました。せっかく莫大なお金をかけてハザードマップを作ったので、それが実体験の中では利用できなかったということがないような形での説明会を開いていただきたいと思っております。

それと先ほど部長の答弁で、新年度には防災対策課を新設するようでございます。これは私は適時な内容だと思っておりますが、ここで教えていただきたいのは、このような災害のときに庁内の関係部署のさらなる密な連携が必要だと思うんですが、現在どのような部署が関係するのかがということが1点と、あと一つは、情報をどのような形で共有化しているのかという、この2点についてお伺いをしたいんですが。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 お答えします。防災対策課の新設の話とは別にしまして、現在総務課が中心に対応しているわけですが、ただ防災対策に関しては、総務課が中心となりながらも全庁的に対応している状況でございます。

例えば、今回の大雨ですとか洪水の関係で言いますと、消防本部が水防で関係しておりますし、3カ所ある支所についてはその地域の現状を把握するのに動いているという状況があります。また、建設部については市道や国・県道の状況などの把握ということもありますし、産業部の農政課に関しては、例えば農道ですとか、それから農産物等の被害等の状況、仮に避難所等を設置しなければいけないような状況になった場合には保健福祉部が担当するというようになっておまして、総務課が中心となりながらも市役所が全体としてかかわっている状況でございます。これは来年度防災対策課ができて基本的には同じということです。

そして、今ご指摘いただいた中で、情報の共有が非常に重要ではないかというお話がありました。現在も災害の状況の把握は、それぞれの部署で状況を把握したものを総務課で取りまとめるということをしています。もちろんその情報を取りまとめまして、過去の情報も含めて蓄積しているわけですが、先ほどの話にありましたように、そういうものを今後の防災対策に生か

していくということで、情報の共有としては現在もしっかりとなされていると思いますし、来年度、防災対策課が新設された上でも、引き続き関係各課と情報を密にして防災対策課が中心になりながらやっていくということでございます。

○後藤守議長 平山議員。

○7番(平山晶邦議員) 丁寧なご説明ありがとうございました。内容はよくわかりましたが、市役所も非常に大きい建物でございます。総務課が3階にあって建設課2階で離れています。例えばこういう災害時においては、ばらばらにするのではなくて共有できるスペースで情報を集約する、1カ所に集約してそこに情報が入ってきて、そこでトータル的に判断できるというような対応というか体制をぜひ作っていただきたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 補足的に説明しますと、今のお話は事務レベルでの関係各課の動きということございまして、大きな災害になりますと災害対策本部ですとか、災害警戒本部を設置することになっています。災害対策本部については市長をトップといたしまして、災害警戒本部については副市長をトップにいたします。対策本部の中でももちろん全ての担当部長が自分たちの所管している災害対策の業務に関する情報を報告して、最終的には首長の責任で指示をしていくという形になっていますので、最初の答弁で漏れてしまったかもしれませんが、情報共有の仕方としては災害対策本部、災害警戒本部が中心になってくるということでございます。

○後藤守議長 平山議員。

○7番(平山晶邦議員) 理解をいたしました。

次に、2点目の道路や河川や水路の整備状況の質問については、国・県・市、それぞれが連携して改良していることを地域ごとにご説明いただきましてありがとうございました。おおむね理解をいたしました。

防災対策のハード面の整備はすごく大変な事業だと思います。そしてもちろん財政の問題がありますからすぐに解決できることではないと思います。それは私も十分理解をしております。しかし、市民の生命と財産を守るということは市に課せられた最大の使命であります。そのように考えますと、毎回毎回被害に遭っている地区の方々にとっては、改良工事を少しでも前進させることはその地区に住む人たちの希望だと思います。危険箇所について市がリーダーシップをとって、国・県などと協力しながら改良していくというご決意を改めて建設部長にお聞きしたいんですが。

○後藤守議長 答弁を求めます。建設部長。

○鈴木典夫建設部長 議員がおっしゃったとおりで、工事費等についての予算的な問題がついてまわるというものでございます。対策工事につきましては一長一短にできるものではございませんので、今後も滞水の発生した箇所につきまして、市が地元の声として施設管理者の国・県の関係機関へ改善を求め、市の関係部署と情報の共有化、連携を図りながら防災対策に取り組み、市民の皆様の安全・安心なまちづくりに努めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○後藤守議長 平山議員。

○7番(平山晶邦議員) ありがとうございます。1回ぐらい滞水したということではなくて、毎回毎回同じような危険がある箇所に関しては、十分ご検討いただいて整備をしていただきたいと改めてお願いを申し上げます。

3点目の緊急時の県などとの協議については理解をいたしました。ありがとうございます。

最後に申し上げておきたいことは、今週号の「Newsweek」という雑誌があるんですけども、これに「どこまで悪化する? 異常気象」という特集記事が載っています。寒波、洪水、超大型台風など、世界各地を襲っている気象災害はまだ序の口だというような内容でございました。私も気象災害はこれから大変な状況が現出すると考えます。

そのことを予想して、私は改めて常陸太田市の第5次総合計画の26年度から28年度までの実施計画を読み直してみますと、「災害にみんなで備える安全・安心なまちづくり」戦略の中の「災害に強い社会生活基盤の整備」を読みますと、本当に災害があるという前提に立ってこの計画を立てたのかなと素直に思います。ここに書いてあることは、災害がないことを前提とした当たり前のことしか書いていないのではないかと感じました。

世界で言われているような気象災害は、私たちが想像できないことが起こるわけですから、これは本当の意味で「想定外」という言葉を使わない避難計画や災害に強いインフラ整備をみんなで行っていかねばいけないなと強く思っています。そのことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○後藤守議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、残りは明日の本会議で行います。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時33分散会